



UNION INTERNATIONALE ASSOCIATIONS D'ALPINISME

THE INTERNATIONAL MOUNTAINEERING AND CLIMBING FEDERATION

INTERNATIONAL COUNCIL FOR COMPETITION CLIMBING

INTERNATIONAL CLIMBING COMPETITIONS

HANDBOOK

2000

暫定日本語版

監 修 北山 真
訳・注 山本 和幸

はじめに

この冊子は UIAA (the Union Internationale des Associations d'Alpinisme) の国際競技クライミング評議会 (the International Council For Competition Climbing=ICC) が作成した"INTERNATIONAL CLIMBING COMPETITIONS HANDBOOK"1999 年版の全訳と注釈である。原書は'99 年 5 月に神戸の山岳研修所で開催された International Training Course に参加した際に入手したもので、'99 年 4 月 12 日の日付がある。

クライミング競技のレギュレーションも、最初に制定されてから 10 年以上が経過し、その間にかなりの追加変更を繰り返してきた。私の手元には'95 年版もあるが、単純にページ数で見ても 32 ページから 54 ページへと大幅に増加し、項目数も増えている。クライミング競技そのものの、急激な変化がその裏にはある。

例えば、'95 年版にはボルダリング競技に関する言及はないが、現在では単純に開催数でいえば、すでにヨーロッパの競技の主流はボルダリングに移った観さもある（これは開催コストの問題が大きいのだが）。また、ディフィカルティ-デュエル競技は'95 年版にはなく'99 年版には含まれているが、現実には、現在ほとんど行われていないという。一つの種目が 4 年の間に生まれ、そして消えてしまった訳である。

こうした急激な変化に、レギュレーションの整備が対応し切れていない面があるようだ。この HANDBOOK も、お読みいただければおわかりのように、内容の重複や、矛盾と取られかねない記述がかなり見られ、率直に言って「つぎはぎ」状態である。ICC もまた、ボランティア的性格の強い組織で、時間的資金的な余裕もなく、また各国のクライミング競技に対する認識のずれもあってか、こうしたレギュレーションの整備もなかなか思うに任せぬようだ。

さて、前記の Training Course は、受験英語しか知らぬ、それも英語を得意とするとは、どう間違ってもいえない私にとって、かつてないつらい経験だった。それでも得るものは多く、クライミング競技の運営と判定上の、今まで気づかなかった、あるいは位置づけの曖昧だったことがらを明確にすることができた（その成果、またこれまでにいくつかの競技会でジャッジをつとめてきた経験から気づいた点を、脚注に記載してある）。

その記憶の失せぬ内にと、翻訳に取りかかった訳だが、この英文はなかなか癖のある代物だった。加筆、訂正の繰り返しからか——またもともと英語以外（フランス語?）で記述されたものを英訳したものであることも手伝ってか、複雑で回りくどい回しが少なからず見られる、明らかに同一のことがらを指すのに複数の用語が使われ、その使い分けの根拠が不明である、コンマ（,）が適切に打っていない、段落を切るべきところが切っていない、必要以上に受動態が多い……etc. 非力な私には少々手に余る仕事だった。

基本的に、不自然でない範囲で極力直訳に近い表現にとどめるように努めたつもりであるが、どうしてもない所では逆に、思い切って自然な日本語に（英語ができない分、日本語は一応自信がある）置き換えた場合もある。さらに文意の取りがたい所は直訳とし、脚注に原文を付した。ニュアンスが伝えきれないと思われる所、訳文、訳語に疑問の残る部分も、同様に原文を付してある。より適切な訳文を教授願えれば幸いである。

なお、SECTION.8 の「IOC 医事規定採用に関する規則」に関連して、巻末に IOC 医事規定の抜粋と JOC アンチドーピング規定の全文を掲載した。これはともに、(財)日本オリンピック委員会発行の「アンチ・ドーピング・ガイドブック」からの引用である。

未だクライミング競技の世界では、ドーピングなど別世界という感覚だが、国際競技会ではすでに、ドーピング検査が他の競技と同様に実施されているようだ。国内ではまだ将来の問題ではあるが、これからこの競技が普及していく過程で問題になる事柄であり紹介することとした。参考にしていただければ幸いである。

2000 年版付記

2000 年版と 1999 年版の異同は、選手に直接関わるものはわずかである。大きいのはテクニカル・インシデントの扱いだろう。'99 年版ではテクニカル・インシデントの結果、選手がレジティメイト・ポジションにない場合も、フォールしていなければそのまま続行が可能と読める記述だったが、2000 年版ではレジ

タイムアウト・ポジションをはずれた場合は全て再アテンプトとなる。また再アテンプトまでの時間も、従来は5人目の再アテンプトを希望した場合、再アテンプトまでに20分が確保できなかった場合は20分を保証するとしていたが、これが残り選手が4人以下の場合のみに改められた。つまり選手が次々に出だして落ちたら、例え10分しか経過していなくても再アテンプトをしなければならないのである。

これ以外の変更で大きいのは、ボルダリング関係の規定の整備と他の種目との整合性の調整だろう。ボルダリングは'99年版では別途規定されていたものを併せたと言う印象の扱いだったが、位置づけが明確になった観がある。それだけコンペティション全体における比重が大きくなったということだろう。

他は各加盟団体や主催者に関連した規定に手直しが見られる。例えばワールドカップの選手団の定員の扱いでは、複数のICC加盟団体を有する国の派遣選手数の規定など（日本は日山協が唯一のICC加盟団体だが、韓国などは複数の加盟団体を持つ。そうした国が、各団体ごとに選手団を送りたいという意向を持つのは想像に難くない。それをおさえるために明文化したものだろう）かなり変更された部分が見られる。

（山本 和幸）

目次

はじめに	i
SECTION 1 ICC 国際競技クライミング評議会	1
1. イントロダクション	1
2. 競技会	1
3. ICC の組織	1
4. 事務的作業	3
5. 加盟山岳連盟/協会、主催者、スポンサー、報道関係	3
SECTION 2 競技会の運営	4
1. ICC 公認競技会開催のための申請	4
2. 競技施設	4
3. 主催者職員	5
4. クライミング・ウォールとルートセット	5
5. 安全性	6
6. 高度計測と計時	8
7. リザルト・サービス	8
8. 競技会の競技順リスト	9
9. ビデオ記録と競技ルート	10
10. 医療設備	11
11. 薬物検査	11
12. テレビ放映	11
13. 報道関係設備	11
14. 保険	12
15. 表彰式	12
16. 競技会の経費と賞金、賞品	13
SECTION 3 加盟山岳連盟	14
1. イントロダクション	14
2. 加盟連盟/協会の責任	14
3. ICC 公認競技会への選手団派遣資格	14
4. 選手団の定員、選手と役員	14
5. 国際資格	15
6. 手数料	15
7. 選手団の服装と用具	16
SECTION 4 競技規則	17
I. 一般規則	17
1. クライミング ウォール	17
2. 競技種目	17
3. 安全性	18
4. 選手登録とアイソレーション・ゾーン	18

5.	ルートのオブザベーションと試登	19
6.	クライミングの準備	19
7.	壁のメンテナンス	20
8.	テクニカル・インシデント	20
9.	各ラウンド後の順位	21
10.	アテンプットの終了	22
11.	判定用ビデオの使用	22
II.	ディフィカルティ競技規則	23
1.	イントロダクション	23
2.	選手数と競技順	23
3.	オブザベーション	23
4.	クライミング中の規定	23
5.	高度計測	25
6.	ラウンド終了後の順位	25
7.	各ラウンドの定員	26
8.	アテンプットの終了	26
III.	ディフィカルティーデュエル競技規則	27
1.	イントロダクション	27
2.	ファイナル・ラウンドの定員	27
3.	ファイナル・ラウンドの競技順	27
IV.	ボルダリング競技規則	28
1.	イントロダクション	28
2.	一般規則	28
3.	オブザベーション	29
4.	競技中	29
5.	アテンプットの終了	30
6.	テクニカル・インシデント	30
7.	各ラウンド後の順位	30
8.	各ラウンドの定員	31
9.	抗議	31
V.	スピード競技規則	32
1.	イントロダクション	32
2.	競技基準	32
3.	ルート・タイムの計時	33
4.	選手数、順位付け、競技順	33
5.	オブザベーション	35
6.	クライミングの用意	35
7.	クライミング中	35
	Appendix	37
SECTION 5 国際競技会		38
I.	ワールドカップ・シリーズ規則	38
1.	イントロダクション	38
2.	ディフィカルティ競技	38
3.	スピード競技	38
4.	ボルダリング競技	39

5.	各ワールドカップ大会で与えられるポイント	39
6.	ワールドカップのポイント計算	39
7.	ワールドカップ年間表彰での1位同着	39
8.	加盟山岳連盟/協会による選手登録	39
9.	選手登録の期限	40
10.	賞金	40
11.	大会の各ラウンドの選手の定員	40
II.	ワールド・チャンピオンシップ規則	42
1.	イントロダクション	42
2.	ディフィカルティ、スピード、ボルダリング競技	42
3.	加盟山岳連盟/協会による選手登録	42
III.	ワールド・ユース・チャンピオンシップ規則	43
1.	イントロダクション	43
2.	年齢別カテゴリー	43
3.	ディフィカルティ/スピード競技	43
IV.	コンティネンタル・チャンピオンシップ規則	44
1.	イントロダクション	44
2.	ディフィカルティ/スピード競技	44
3.	加盟山岳連盟/協会による選手登録	44
SECTION 6	競技中における罰則規定	45
1.	イントロダクション	45
2.	選手	45
3.	選手団役員	46
4.	その他の人々	46
SECTION 7	抗議の手続	47
1.	一般	47
2.	抗議審査団	47
3.	選手のアテンプトに関するジャッジの決定に対する抗議	47
4.	各ラウンドの成績公表後の抗議	47
5.	懲罰委員会への申告	48
6.	懲罰組織	48
7.	供託金	48
SECTION 8	IOC 医事規定採用に関する規則	49
1.	採用	49
2.	適用	49
3.	UIAA 内部の管轄部門	49
4.	禁止物質のクラスと禁止方法	49
5.	違反に対する罰則	49
6.	制裁の担当部門と抗議の権利	49
資料		50
	国際オリンピック委員会 (IOC) 医事規程 (抜粋)	50
	JOC アンチ・ドーピング規程	56

SECTION 1 ICC 国際競技クライミング評議会

1. イントロダクション

1.1. ICC は国際山岳連盟 (UIAA) を構成する一部門¹⁾であり、競技クライミングの国際競技会²⁾の全てを統括し、その発展に努める³⁾。

1.2. ICC は後の第 2 章で規定する、全ての国際クライミング競技会に関する権限を持ち、以下のことをおこなう。

- a) 加盟国からの、国際競技会開催申請の受付。
- b) これらの申請を審査し、それがこの競技に寄与するもので、組織的にもまた財政的に実行可能であると判断した場合、認可する⁴⁾。
- c) 技術面その他において、この競技を統括する。

全ての ICC 公認競技会は、競技会に関する ICC の規則⁵⁾に厳密に従ってのみ開催⁶⁾される。

2. 競技会

2.1. ICC の加盟団体 (あるいは特別に ICC が認めた組織) だけが ICC 公認競技会の開催を申請することができる。

2.2. 国際クライミング競技会の中で ICC の公認が必要なものは以下の通り。

- a) 年間ワールドカップ・シリーズ (The annual World Cup series of competitions)
- b) ワールド・チャンピオンシップ (The World Championship)
- c) コンティネンタル・チャンピオンシップ (Continental Championship)
- d) インターナショナル・ユース・チャンピオンシップ (International Youth Championship)
- e) コンティネンタル・ユース・チャンピオンシップ (Continental Youth Championship)
- f) その他の国際大会 (International events;)

3. ICC の組織

3.1. ICC は直接、UIAA の総会⁷⁾の下に置かれる。UIAA は国際オリンピック委員会⁸⁾ から国際組織⁹⁾として、承認されている。UIAA は国際スポーツ連盟協議会¹⁰⁾ (GAISF) の加盟団体でもある。

¹⁾ 原文は "constituent part of the UIAA"。

²⁾ 原文は "the sport of international competition climbing"。"sport"、"competition" と似たような単語が連続する。余談だが、ICC の名称自体が "competition climbing" を用いており、さらにこの文章から判断すると、"competition climbing" = 「競技クライミング」が ICC の規定する競技種目名と考えられるのではないだろうか。いわゆる「スポーツ・クライミング」は「ジャンル」であり、「公式な競技種目名」ではないということである。

³⁾ 原文は "responsibile for the administration and development of all aspect of the sport of international competition climbing"。

⁴⁾ 原文は "Approving those applications that it deems in the interest of the sport and which it assesses as being organically and nancially viable"。

⁵⁾ 原文は "regulations and rules"。あえて区別するなら、「規則と基準」だろうか。だが日本語で考える時、このレギュレーションの中で言及されている範囲であれば、両者を区別する必然性は薄いと思う。

⁶⁾ 原文は "organise and undertaken"。

⁷⁾ "General Assembly"。総会以外の管理を受けない、ということは独立性の強い独自の権限を与えられた組織ということになる。

⁸⁾ "the International Olympic Committee"

⁹⁾ "International Federations"

¹⁰⁾ the General Association of International Sports Federation

3.2. ICC の組織構成は「規則と内規」¹¹⁾に述べられている。

3.3. 国際競技会の役員：ICC は各 ICC 公認競技会において、以下の役員を指名する権利を有する。

- a) プレジデント・オブ・ジュリー¹²⁾：競技エリア——選手その他がアイソレーションゾーンに入る所から、クライミングウォール前の競技エリアを出て競技会場の一般エリアに入る所までを指す——について全面的な権限を有する。この権限は、報道関係者や主催者の指名したその他の人々全ての活動にも及ぶものである。プレジデント・オブ・ジュリーは競技の進行に関する全ての面に関する権限を持ち、ICC 役員の全てのミーティングの司会を務める。加えて、競技会主催者、選手団役員、選手の出席する全ての運営会議やテクニカル・ミーティングの議長を務める。プレジデント・オブ・ジュリーは競技会と、養成過程¹³⁾の最終段階にあるアスピラン¹⁴⁾・ジャッジについての詳細な報告の提出を要求される。
- b) カテゴリー・ジャッジ2名（場合によっては、ICC の認めるところにより、追加して指名されることがある）：カテゴリー・ジャッジはインターナショナル・ジャッジ¹⁵⁾資格を持つ者から ICC が指名し、プレジデント・オブ・ジュリーを補佐して、競技会の判定の全ての面を引き受ける。カテゴリー・ジャッジはルート・ジャッジの補佐を受ける。
- c) インターナショナル・フォアランナー：競技会の各ルートの技術的標準と安全性を確認し、競技エリアにおける技術的問題について、プレジデント・オブ・ジュリーに助言をおこなう¹⁶⁾。インターナショナル・フォアランナーは競技会と、養成過程の最終段階にあるアスピラン・フォアランナーについての詳細な報告の提出を要求される。
- d) ICC デリゲイト¹⁷⁾：プレジデント・オブ・ジュリーが不在の場合また、競技会場に未到着の場合、ICC デリゲイトは競技エリア内における競技運営についてプレジデント・オブ・ジュリーの代理を務める。ICC デリゲイトは、競技会主催者の用意した設備 facilities とサービス（選手その他の受付登録、高度計測とリザルト・サービス、医療、報道その他の設備）が ICC 規則に則っているかどうかを確認する権限を持つ。ICC デリゲイトは競技会主催者との全ての会議に出席し、競技会の審判団の全ての会議に、アドバイザーの立場で参加する権利を持つ。ICC デリゲイトは競技会進行中の競技外の問題を扱い、競技会に関する詳細な報告を提出しなければならない。

付記： ICC が指名する上の 3.3.a)b)c)d) の役員は関係した規則に従って、旅費、宿泊、報酬を受け取る権利を有する。

- e) ルート・ジャッジ：ICC が（養成中のアスピラン・ジャッジなどを）特に指名しない場合、加盟山岳連盟/協会は各ルートにルート・ジャッジを手配しなければならない。通常、ルート・ジャッジは国際または国内資格を持たなければならない。ICC 公認競技会の技術的な基準と規則について十分な知識を持ち、カテゴリー・ジャッジによる指導と指示のもとに働くものとする。
- f) 審判団：審判団は 3.3a) から 3.3d) にあげた者で構成される。

¹¹⁾ "the Statutes and Bylaws". これは、少なくともこの HANDBOOK には含まれていない。以前はあったのか、それとも別にそうした文書があるのかだろう。

¹²⁾ "President of Jury". Jury は「審判団」と訳すしかないだろう。従って「審判長」が日本語としてはふさわしい。

¹³⁾ "international training programme".

¹⁴⁾ "aspirant", 見習い。

¹⁵⁾ "Category Judge"は競技会における役割（役職）、"International Judge"は ICC の定める資格。

¹⁶⁾ "Forerunner"はわが国では、単純にルートセッターと同一視されているが、両者はもともと別物である。フォアランナーの役目は、実際にルート設定をおこなうことではなく、使用するルートの適否を判断することにある。またスピード競技でのデモンストラクションもつとめる。実際にルートを作るかどうかは、別問題らしい。ただ事実上、フォアランナーがルートセッターを兼ねることがほとんどのだ。

¹⁷⁾ "Delegate". カタカナ語を避けるなら「ICC 代表」だろう。これは公式の役職名のようなので、「代表」だけではそのあたりが伝わりにくいのでカタカナ語とする。

4. 事務的作業

4.1. 国際クライミング競技会の開催に関して、ICC の担当事務¹⁸⁾は以下の通りである。

- a) ICC 公認競技会開催申請の受領。
- b) 全ての調査事項の処理¹⁹⁾——一般的な事柄と公認競技会に関することの双方。
- c) ICC 公認競技会についての全ての情報の発信。
- d) 特に、各競技会に関係する加盟山岳連盟/協会への競技会に関する全ての情報と、申込書式の発行。選手の競技会への登録を希望するあらゆる加盟山岳連盟/協会は、その申し込み書をコピーして、ICC と競技会を主催する山岳連盟/協会に送付しなければならない。全ての選手とその所属する選手団の役員は指定された締め切り日（通常、競技会開始日の 30 日前まで）までに、その属する加盟山岳連盟/協会によって登録されねばならない。
- e) ICC 規則、その他の注意事項。
- f) 全ての競技会の成績、ワールドカップ・ランキング (WCR)²⁰⁾、最新ワールド・ランキング²¹⁾ (CUWR) の公式な発表、その他の公式情報。
- g) 公認競技会における、全ての ICC 役員の指名。予定された行事に指名された役員の一覧は、正式な認可を受けた加盟山岳連盟/協会と、該当する役員に、その競技会の開始日の少なくとも 3ヶ月前までに送付されなければならない。

5. 加盟山岳連盟/協会、主催者、スポンサー、報道関係

5.1. ICC の加盟山岳連盟/協会、全ての競技会主催者、その他 ICC と直接連携するもの、加盟山岳連盟/協会と、または競技会主催者と連携するものを問わず、ICC 公認競技会に関係するものは以下のことを遵守のこと。²²⁾

- a) 国際クライミング競技会の普及、展開、統括は UIAA — ICC のみによる独占的管理のもとにあることを無条件に容認すること。²³⁾
- b) ICC が書面による認可をおこなう前に、ICC 自身の契約と合致しない一切の金銭上、その他の契約を外部団体（テレビ局、競技会スポンサー等）との間に締結してはならない²⁴⁾。
- c) この競技会にとって最善と思われる決定に関しては、常に ICC の助言と同意を求めること。²⁵⁾

¹⁸⁾ 原文は "executive task"。

¹⁹⁾ "dealing with all inquiries"。

²⁰⁾ P.39 参照。

²¹⁾ "the Continuously Updated World Ranking"。

²²⁾ 原文は "It is responsibility of the national federations who are members of the ICC, all competition organisers and those associated with an ICC-approved competition - whether working directly with the ICC or in association with a national federation or with a competition organiser"。

²³⁾ 最近、アメリカ合衆国がクライミング競技で独自の動きを見せているといわれている。それに対する牽制と理解すると、この強引な表現が納得できる。

²⁴⁾ 原文は "Ensure that no financial or other agreement shall be entered into with an organization (e.g. television, competition sponsors, etc.) which conflict with the ICC's own agreements without first obtaining the written approval of the ICC"。問題なのは "ICC's own agreements"。これは、ICC 自体がテレビ局、スポンサーなどと契約を結んでいることを表すものと思う。その契約先と利害関係のある相手の契約、または同じ契約先でも、内容的に異なる契約を禁じる規定と解釈した。

²⁵⁾ 原文は "At all times seek the advice and agreement of the ICC in respect to any decision which might conflict with the best interest of the sport"。

SECTION 2 競技会の運営

1. ICC 公認競技会開催のための申請

1.1. 加盟山岳連盟/協会¹⁾は、開催を申請する競技会の、開催予定日の前の9月30日まで（または、まる9ヶ月以上前²⁾まで）に、文書で申請をおこなわなければならない。ICCの仮認定の後、ICCの必要な正式申請書を、補償金とともに競技会の開催予定日の前の12月31日まで（または、まる6ヶ月以上前まで）に提出しなければならない³⁾。

1.2. ICCの認定に先立ち、競技会の開催予定地とその付帯設備について、ICCデリゲイトとインターナショナル・フォアランナーの両名またはいずれかが視察をおこなう。その交通費、宿泊費、定められた調査料は、競技会開催を申請している加盟山岳連盟/協会が負担する。

2. 競技施設

2.1. 加盟山岳連盟/協会⁴⁾は、少なくとも、つぎのことからについての用意と対応を、規則に従っておこなわなければならない。

- a) 主催者本部/事務局⁵⁾：公認競技会の運営に関するあらゆる処理と、ICC及び各国山岳連盟選手団の宿泊について責任を持つ、競技会運営責任者⁶⁾と書記を含む。
- b) ICC役員、選手、選手団役員、主催者役員、その他認められた者（来賓、新聞社、テレビ局など）の受付。
- c) 規則で定められたアイソレーション・ゾーンと付帯設備。
- d) アイソレーション・ゾーンの受付。アイソレーション・ゾーンの守秘と、アイソレーション・ゾーンへ出入りする者に対するチェック⁷⁾。
- e) アイソレーション・ゾーンのウォーム・アップ/練習壁と規則に基づいた付帯設備。
- f) クライミング・ウォールに隣接したトランジット・ゾーン。
- g) テクニカル・インシデント用の、クライミング・ウォールに隣接した、第2アイソレーション・ゾーン⁸⁾。一時に2人以上の選手が入っても、アイソレーションが確実におこなわれるものであること。
- h) 壁の正面に設定される競技エリア。立ち入りはICC役員、主催者役員、オブザーベーション及び自分の競技時の選手、公認のテレビ局職員、その他プレジデント・オブ・ジュリーが特別に認めた者に限定される。
- i) 高度計測及び結果発表のための設備。
- j) 医師及び医務室。
- k) ビデオ再生設備を備えたICC専用の事務室⁹⁾。
- l) 報道関係者控え室。

¹⁾ "a member federation"

²⁾ 原文は "nine clear calendar months - or whatever is the greater period of time"。開催予定日が9月であれば、間に12月から8月までの9ヶ月を挟んで11月の最終日まで、早い分にはいつでも良い、ということだろう。

³⁾ 日本人になじみのあるいい方をすれば、ある年の7月31日以前に開催予定であれば、前年の9月30日までに申請し、12月31日までに正式な手続きを完了する。8月1日以降に開催予定の場合は、開催日がある月の10ヶ月前の末日までに申請し、7ヶ月前の末日までに正式な手続きを完了するということになる。
さてここで疑問点。果たして1月1日に開催予定でも、9月中旬に申請し12月31日までに手続きを完了すれば良いということなのだろうか。かなり慌ただしいように思うのだが……。

⁴⁾ "The national federation/organiser"

⁵⁾ 原文は "organiser's Office/Secretariat"。

⁶⁾ 原文は "Official Competition Director"。

⁷⁾ 原文は "the security of the isolation zone and the continuous scrutiny in respect to all persons entering or leaving the Isolation Zone" で、かなり物々しい方である。

⁸⁾ 原文は "separate isolation zone"。

⁹⁾ 原文は "a private ICC office"

3. 主催者職員

3.1. 加盟山岳連盟/協会は以下の担当者を手配する。

- a) 競技会実行委員長¹⁰⁾
- b) 以下の活動を実行する補助役員
 - (i) 競技会準備全体の手配と管理、競技用クライミング・ウォールとその付帯設備や、会場諸設備の用意、組立の監督と連絡事務。
 - (ii) ICC 役員、選手、選手団の受け入れ。
 - (iii) 認められてアイソレーション・ゾーンへ出入りする者の受付と管理。
 - (iv) アイソレーション・ゾーンと競技エリアの守秘性の維持。
 - (v) 選手がアイソレーションから、トランジット・ゾーンや競技壁に移動する時の誘導¹¹⁾。
 - (vi) 開会式、閉会式の運営。
- c) ICC の規則に従って各カテゴリー・ジャッジを補助するルート・ジャッジ（計時を含む）。
- d) ビレイヤー、ウォールクリーニング担当者。
- e) ルートセッター、壁の保守担当者。
- f) ビデオ撮影、再生担当者。
- g) 高度計測、記録担当者。
- h) 放送、報道担当者と設備。
- i) 医療担当者と設備。

4. クライミング・ウォールとルートセット

4.1. クライミング・ウォール：クライミング・ウォールはクライミング・ウォールについての ICC 規則に従って設置されねばならない。

4.2. 加盟山岳連盟/協会は、ICC の認定のもとに、チーフ・ルートセッターとルートセッティング・チームを指名しなければならない。チーフ・ルートセッターの役割には以下が含まれる。

- a) 競技会の各ラウンドのルートのデザイン、各ルートのホールド、確保支点、用具類を、ICC 規則に従って設置する。ルートが適切な技術的基準にあること、ICC の安全規則に従っていることを確認する。
- b) 補助ルートセッターの作業を調整して、適正な作業がおこなわれるよう責任を持ち、壁の組立、解体そして競技中を通して、競技会における事故の危険を未然に防ぐよう監視する。
- c) カテゴリー・ジャッジの指示によるルートの補修とクリーニング。
- d) ウォームアップ設備の設計、設置、維持。
- e) 高度計測担当者とルート／カテゴリー・ジャッジに助言し、各ルートのルート図 (topo) を作成する。
- f) カテゴリー・ジャッジに、各ルートのビデオ撮影位置について助言する。
- g) プレジデント・オブ・ジュリーとカテゴリー・ジャッジに、各ルートの選手がアテンプトの制限時間について助言する。

4.3. ICC が認めた場合、チーフ・ルートセッターと、インターナショナル・フォアランナーを兼任できる¹²⁾。

¹⁰⁾ 原文は "Director of the competition organization team"。2.1.a) の "official Competition Director" と同じ意味なのかどうかは不明。

¹¹⁾ 原文は "accompany and generally assist"

¹²⁾ 国内の競技会ではこれが常態だが、前述のように本来は、ルートセッターと、"Forerunner" の役割は別物のようである。

5. 安全性

5.1. 加盟山岳連盟/協会はアイソレーション、トランジット・ゾーン、競技エリア、競技会場、競技の進行に関わる全ての活動についてのあらゆる安全対策¹³⁾について全面的に責任を負わなければならない。

5.2. プレジデント・オブ・ジュリーは、アイソレーションと競技エリアについての安全性について何らかの疑問がある時、インターナショナル・フォアランナーと協議の上で、いかなる段階であれ、競技の開始や継続の許可しないことも含めた、全面的な権限を有する。プレジデント・オブ・ジュリーによって、安全確保の妨げになると見なされた、あるいは妨げになることが予想されると判断された、全ての役員その他の人々は、即座にその役目を解かれ、またアイソレーション及び競技エリアから退去させられる。

5.3. 安全対策のためには、あらゆる手段がこうじられねばならない。各ルートは選手の墜落が、以下のような事態をもたらすことがないように設定されねばならない。

- a) その選手自身の負傷。
- b) 他の選手の負傷やその競技の妨害。

5.4. プレジデント・オブ・ジュリー、カテゴリー・ジャッジ、インターナショナル・フォアランナーは競技会の各ラウンドに先立ち安全確保のために、各ルートを点検しなければならない。特に、カテゴリー・ジャッジとインターナショナル・フォアランナーは、以下の点に留意のこと。

- a) 全ての安全のための用具と進行手順が、UIAA 規格と ICC 規則に則っていることを確認しなければならない。
- b) ビレイヤーの能力を、確認しなければならない。カテゴリー・ジャッジは、(もし必要であれば、競技を中断しテクニカル・インシデントを宣言しても) ビレイヤーやその他、安全をおびやかすと感じられる者の、すみやかな交代を要求する権限を有する。
- c) 安全上の必要があればカテゴリー・ジャッジは、インターナショナル・フォアランナーと協議の上、プレジデント・オブ・ジュリーの許可を得て、ロープを最初の(そして適当と見なされれば他の)確保支点に、事前に通しておくことを決定することができる。可能な限り、ルートはこうした安全対策が不要であるように設定されるべきである。

5.5. 競技会の各ラウンドの開始前に、カテゴリー・ジャッジは、適切な資格のある医療担当者が、選手と競技エリアやアイソレーション・ゾーン内で働く役員の事故や負傷に対して速やかに対応するために待機¹⁴⁾していることを確認しなければならない。

5.6. 競技会で使用される全ての器具は UIAA 規格を満たしているか、さもなければ、ICC または、例外的な状況でプレジデント・オブ・ジュリーが ICC の代表としての権限を持って指定したものでなければならない。一般的に必要なものは以下の通り：

選手は、主催者が用意した UIAA 公認のシングル・ロープを使用しなければならない。

特別な場合、ICC デリゲイトは ICC の指示により用具を持参し、開催国内で調達できない道具(マイロン・ラピッド¹⁵⁾、ロープその他)を主催者に提供する。ICC はこれらの用具の経費を競技会主催者に請求するものとする。

¹³⁾ 原文は "safty precautions"

¹⁴⁾ 原文は "are in attendance"

¹⁵⁾ "Maillon Rapide" はフランス語で、ペツル社のカタログにも掲載されている。国内ではリング・キャッチの名称で、大手の金物店などに(もちろん国産のものが)流通している。鎖やワイヤーを連結する一般的な金物の一つである。

5.7. ルート上の用具：以下の安全対策が守られねばならない。

- a) マイロン・ラピッドとクイックドロ・スリング：競技会のラウンド中に使用される各確保支点はクイックドロ・スリングと選手がロープを通すカラビナを備えていなければならない。クイックドロ・スリング（中間をカラビナで連結されてはならない）と確保支点の結合は、UIAA と ICC が公認した 10mm のマイロン・ラピッドでおこなわれなければならない。

付記： マイロン・ラピッドのスリーブは、製造者の認めた仕様書に従ってしっかりと閉じられなくてはならない。

- b) 通常のクイックドロ・スリングより長いものが必要な場合は、同等以上の強度を持つ、1 本のテープでできた¹⁶⁾（機械縫いの）テープスリングを、通常の短いクイックドロに替えて使用しなければならない。輪になったスリングは粘着テープでまとめておくべきである¹⁷⁾。どのような場合でも、通常の長さのクイックドロを（マイロン・ラピッドや安全環の有無を問わずカラビナで）連結したものを使用してはならない。また、ロープやテープを結んだスリングは使用を認められない。

5.8. 確保：競技ルートのそれぞれのアテンプトの開始に当たって、

- a) 各選手は ICC の用具に関する規則に従って用具を身につけていなければならない。
- b) 各選手はそのクライミング・ハーネスに、クライミング・ロープを、それ自体が安全な結び方と保証されている¹⁸⁾ 8 の字結びを用いて結ばねばならない。
- c) 選手が登り始める前に（トランジット・ゾーン内が望ましい）、ビレイヤーはロープが選手のハーネスに上記の 5.8.a) と 5.8.b) に従って結ばれているか、ハーネスは正しく装着されているかをチェックしなければならない。
- d) 選手とともにルートの開始地点に行く前に、ビレイヤーはロープがすぐに使用できる状態に巻いてあるかを確認しなければならない。
- e) ディフィカルティ競技：各カテゴリー・ジャッジはインターナショナル・フォアランナーとの協議の上で、選手が下部を登る間、より安全性を確保するために、ルートの出だしで補助（スポット）をおこなうかどうかを決定しなければならない。
- f) スピード競技：カテゴリー・ジャッジはインターナショナル・フォアランナーとの協議の上で、トップロープで登る選手により安全性を確保するために、ルートの出だしで補助をおこなうかどうかを決定しなければならない。

5.9. ビレイヤーは選手が登っている間、選手の状態に十分に注意を払っていなければならない。：

- a) ロープをむやみにタイトにして選手の動作を妨げることがないようにする。
- b) 選手が確保支点でロープをクリップするとき、それを妨げないようにする。もしロープを確保支点にクリップするのに失敗したら、ゆるめたロープはただちにたぐる。
- c) 全ての墜落はダイナミックビレイで安全に停止させる。
- d) 選手を必要以上に長く墜落させてはならない。
- e) 墜落を止める時、壁が重なった部分のエッジ¹⁹⁾や、その他クライミング・ウォールのいかなる部分によっても、選手が負傷することがないように十分な注意を払わねばならない。

¹⁶⁾ 原文は "continuous"。後半にある「連結したもの」に対するものだろうと思う。

¹⁷⁾ リング状のスリングはそのままだと、選手が墜落時に足を突っ込んで落ちる危険性がある。

¹⁸⁾ 原文は "which itself is secured with a safety knot"。

¹⁹⁾ 原文は "the edge of an overlapping section"。最近のワールドカップの壁の写真をみると、一つの壁に手前に別の壁の上部が張り出しているものがある。その張り出した部分のエッジということだろうか

5.10. ロープを最後の確保支点（クィックドロ）に通した後、または墜落して停止した時、選手は地面へローダウニングしなければならない。選手が地面にあるものに接触しないように、充分な注意が払われなければならない。

5.11. 選手がロープをハーネスからほどいている間、ビレイヤーはすばやく、かつクィックドロが不用意に乱されないように²⁰⁾ロープを引き抜かねばならない。ビレイヤーはその責任において、選手を可能な限り早くクライミング・ゾーンから退去させねばならない。

5.12. カテゴリー・ジャッジは、どのビレイヤーでも、またラウンド中のいつであっても、主催者にビレイヤーの交代を指示する権限を有する。交代したビレイヤーは、以後その競技会中は一切、ビレイヤーを務めることができない²¹⁾。

6. 高度計測と計時

6.1. 競技会の各ラウンドの高度計測と計時を担当する、経験者からなるチームが ICC から派遣されない場合、加盟山岳連盟/協会は、それを手配しなければならない。

6.2. 高度計測チームは、インターナショナル・フォアランナーとの協議とその認定のもとに、各ルートの各ホールドと確保支点の、位置と高度（トラバースの場合はルートのアクシスにそった最長距離）を示したルート図（トポ：“Topo”²²⁾）を提供する。これらのルート図はプレジデント・オブ・ジュリーと競技会の各ラウンド担当のカテゴリー・ジャッジのみが利用できる。

7. リザルト・サービス

7.1. 加盟山岳連盟/協会は、各選手の最新の状況と、その時々の上位選手の順位を公表する場内掲示システムを設置しなければならない。

7.2. 各選手の入場時に、場内掲示システム上に選手の氏名と国籍が表示されねばならない。

7.3. 競技会の各ラウンドが終わったら、カテゴリー・ジャッジはただちに選手のランク表を完成させて提出しなければならない。確認され（必要であれば訂正され）、カテゴリー・ジャッジとプレジデント・オブ・ジュリーの署名によって公式に承認されて後、初めてこの情報は一般に公開される。

7.4. リザルト一覧表は高度計測とリザルト・サービスのチームによって作成される。リザルト一覧表は印刷されたものでなければならない。手書きのもの、手書きの部分があるものは認められない。

7.5. 競技会の各ラウンドのリザルト一覧表は、以下の内容を含む ICC の定める書式によって印刷されねばならない。

- a) ICC の頭書 (“heading”) とロゴ。
- b) 競技会の名称（ワールド カップなど）。
- c) 競技会の開催場所（ローマ など）。
- d) 競技会の種類（ディフィカルティ競技 など）。
- e) 競技会のラウンドの名称（男子ファイナル など）。

²⁰⁾ 原文は “the quick-draws not being unduly disturbed”。クィックドロのハンガー側のマイロン・ラピッドが回転したり、クリップ側のカラビナが何かに引っかかったりすると、テクニカル・インシデントと見なされる。（P.20 参照）

²¹⁾ 競技会におけるビレイヤーの役割が、いかに重要であるか、ということである。ふさわしい能力を持つビレイヤーがいなければ、競技会を安全に運営することはできない。

²²⁾ 原文は “a topographical outline”。

- f) 競技会のラウンドが2本以上のルートでおこなわれた場合、各ルートのリザルトの明瞭な区別（A ルート など）。
- g) 担当役員（プレジデント・オブ・ジュリー、カテゴリー・ジャッジ、ルートジャッジ）の氏名、役職名、サイン。
- h) リザルト一覧表の発行日時。

7.6. ラウンド終了時の選手のリザルト一覧表は以下の項目が記載されなければならない。

- a) 各選手の順位を昇順で。
- b) 各選手の姓（ファミリー・ネーム）（大文字で）。
- c) 各選手の名（ファースト・ネーム）（最初の文字以外は小文字で）。
- d) 各選手の国籍を ICC の定める 3 文字の国コードで。

7.7. ファイナル（競技会の最後の）リザルト一覧表は、上の 7.6 の全ての項目に加えて、以下の項目が記載されなければならない。

- a) 各選手の名前の反対側²³⁾に、競技会のその選手の出場したラウンド全ての到達高度。
- b) 各ラウンドの最終順位²⁴⁾。

7.8. 上に規定した以外の情報は、ICC が特に認めたところをのぞき、公式のリザルト一覧表に記載してはならない。

7.9. 競技会の各ラウンドのリザルトの認定の後（ファイナル、スーパーファイナルも含め）、リザルト一覧表全体のコピーが直ちに以下に対して配布される。

- a) プレジデント・オブ・ジュリー
- b) カテゴリー・ジャッジ
- c) ICC デリゲイト
- d) チーム・マネージャー²⁵⁾（選手団にチーム・マネージャーがない場合、選手団の指名推薦された選手）
- e) 新聞社
- f) 場内掲示担当者²⁶⁾

8. 競技会の競技順リスト

8.1. 最初のラウンドの競技順リストはこうした一覧表類について定めた規則に従って作成され、競技会前日のテクニカル・ミーティングの間に発表されなければならない。また

- a) 7.9 で定める者へ配布しなければならない。
- b) 公式の掲示板、またその他の掲示板（例えば、チーム・マネージャーと選手が宿泊する主要なホテルなど）への掲示。

競技会の以降のラウンドの競技順表は、競技会の先立つラウンドの終了後 30 分以内に、上記と同じ規則に従って作成されなければならない。

8.2. 各競技順リストには以下の項目を含めた競技会の次のラウンドの情報を記載しなければならない。

- a) 競技会の次のラウンドのアイソレーション・ゾーンのオープン時刻とクローズ時刻。

²³⁾ 原文は "against each competitor's name"。選手名が左側にあったら、右側に、という意味だろう。

²⁴⁾ 原文は "full time result"。

²⁵⁾ カタカナ語を使わないとすれば監督だろう。

²⁶⁾ 原文は "Public information operator" で、7.1. に定めた場内掲示システムのオペレーターと思われる。

- b) 競技会の次のラウンドの開始時刻。
- c) ICC またはプレジデント・オブ・ジュリーの認めたその他の事項。

8.3. 競技順の作成方法

- a) 1本のルートでおこなわれる競技会の最初のラウンドでは、そのラウンドの競技順は無作為に決定される。
- b) 2本以上のルートでおこなわれる競技会の最初のラウンドでは、選手はこのラウンドの各ルートに以下の方法で振り分けられる。
まず、ワールドカップ・ランキング（WCR）でランク付けされている選手は、その時点のそれぞれのWCRのランクで、各ルートに順々に振り分けられる。ランクのない選手は各ルートに同数の（あるいはほぼ同数の）選手が割り当てられるように、各ルートに無作為に振り分けられる。この振り分けの後、各ルートに振り分けられた選手ごとに無作為に競技順が決定される。
- c) 最初のラウンド以降のラウンドは、以下に特別に定める場合²⁷⁾以外は、先行するラウンドの順位の逆順で決定する（1位のものが最後のスタートになる）。先行するラウンドで同順位があった場合、その選手の間の順番は無作為とする。特例としてスーパーファイナルでは、ファイナルの競技順がそのまま適用される。

9. ビデオ記録と競技ルート

9.1. 各選手のアテンプトは熟練した撮影者によってビデオ撮影されねばならない。1ルート当たり少なくとも1台（できれば2台）のビデオカメラを使用することが望ましい。撮影者は、ナショナル・ジャッジによって補助されることが推奨される。

9.2. ビデオ・カメラの位置はプレジデント・オブ・ジュリーが、カテゴリー・ジャッジとインターナショナル・フォアランナーとの協議の上で決定する。とりわけ、撮影者がその作業を妨げられることがないよう、また何者もカメラの各ルートの視野を遮ることがないように注意を払わねばならない。

9.3. 判定のための再生に使用する、ビデオ記録システムに接続されたモニター・テレビが用意されなければならない。プレジデント・オブ・ジュリーと、そのルート担当のカテゴリー・ジャッジのみが、その再生システムを利用できる。再生モニターの設置場所は、ビデオの再生とその検討を、ジャッジ以外の者が見たり、聞いたり、あるいは妨げたりすることない場所とし、また利用しやすいようジャッジ席に近くでなければならない。

9.4. ICC 用事務にも、ジャッジが競技中のインシデント発生の記録を再生できるよう、ビデオ再生装置とテレビ・モニターが用意されていなければならない。ICC 役員以外の何者も、ICC 用事務室と競技会中に撮影されたビデオ記録を利用することはできない。

9.5. ICC 役員以外、競技会のビデオ記録のいかなる部分であれ、見る権利を有さない。

9.6. 競技会の各ラウンド終了時に、ICC 書記に返却するために ICC デリゲイトに渡される。

9.7. ICC の特別な認可をのぞけば、これらのテープの記録は作成されない。²⁸⁾

9.8. 全ての競技会のビデオ・テープは、唯一、競技会の判定と、ICC のトレーニング・コースの目的のためだけに使用される。どのような場合でも ICC 関係者以外の者は、それを利用できない。

²⁷⁾ これはスーパー・ファイナルの場合の規定を指すのだろう。

²⁸⁾ ここは直訳した。原文は "No recording shall be made of these video tapes except on the specific authorisation of ICC."。テープのコピーを意味するもの、と推測する。

10. 医療設備

10.1. 加盟山岳連盟/協会は、熟練した医療チームを、競技会の全体（アイソレーション・ゾーンのオープンから始まって、最後の選手がそのアテンプトを終えるまで）を通じて利用できるように、手配しなければならない。あらゆる選手の競技の間、少なくとも2名の資格を持ち経験のある医療チームのメンバーが医療器具とともに、負傷に対する救急処置や診察の必要が生じたときのために、競技エリア内または、間近に待機していなければならない。

10.2. 最低限、専用の容易に利用できる医療室²⁹⁾ が用意され、軽度の病気や怪我を処置しなければならない。

10.3. 選手、役員、一般人、その他いかなる人々に対する、いかなる重大な事故であれ、能率的かつ専門的なやり方で確実に処理されるよう、準備と検証がおこなわれなければならない。

11. 薬物検査

11.1. 加盟山岳連盟/協会は、その国の国際スポーツに関する規則、IOC 医事規定、ICC の薬物検査に関する規則の求めるところに従っておこなわれる薬物検査の準備をしなければならない。

12. テレビ放映

12.1. ICC は競技会のテレビ放映を配給する組織を指名する権利を留保する。この場合：

- a) ICC は放映権を供与することで発生する全ての経費を、単独で負担する。
- b) 加盟山岳連盟/協会は ICC の指定したテレビ局に取材の自由を与え、またテレビ局による、競技会の全ての面の専門的な放映³⁰⁾を可能にするための、全ての妥当な援助を提供する。この指定のもとになる条件の詳細は ICC と加盟山岳連盟/協会の契約において規定する。

12.2. ICC がテレビ放映を供給する組織を指定する権利を行使しないことを選んだ場合、加盟山岳連盟/協会は ICC と加盟山岳連盟/協会との契約中の関係した部分に同意しなければならない。加盟山岳連盟/協会は ICC に対し、テレビ放映に関する全ての手配について十分な報告を続けねばならない。³¹⁾。

13. 報道関係設備

13.1. 報道本部：登録され、競技会において公式な資格を持つ新聞記者に対応するため、加盟山岳連盟/協会は報道担当者、独立した報道担当事務室と専任のスタッフを手配しなければならない。報道本部は新聞記者やその他の報道機関関係者と ICC デリゲイトに対して以下の便宜を提供する。

- a) 専用の作業スペース。
- b) 少なくとも2台の電話。
- c) 少なくとも1台のファックス。
- d) 少なくとも1台のコピー機。
- e) 充分で適切な競技会の周辺情報。³²⁾
- f) 競技順、途中結果、最終リザルトのコピー、そして更新されたワールドカップ・ランキングと最新ワールド・ランキング。

²⁹⁾ 原文は"a private and easily accessible medical room"

³⁰⁾ 原文は"professional coverage"で、「商業放送」の意味があるように思う。

³¹⁾ 原文は"THE federation/organiser shall be required to keep the ICC fully informed of all arrangements in respect to television coverage."

³²⁾ 原文は"full and relevant background information on the competition"

13.2. インタビュー会場：(競技会を) 主催する加盟山岳連盟/協会はインタビュー用の独立した、適度に静かで快適な部屋または場所を用意しなければならない。

付記： 拡声器による、新聞社やテレビ局の競技中のウォール前での（またはこうした、競技会の進行を遅らせるようなやり方の）インタビューは認められない。

13.3. カメラマン：競技エリアの両側に、カメラマン用の撮影場所が提供されなければならない。可能な場合、地面以外からの写真撮影を希望するカメラマンのために、上方に位置する場所を用意しなければならない。

付記： どのような条件下であれ、カメラマン（プロ、アマチュアを問わず）、あるいはその他のあらゆる公認外の報道関係者は、プレジデント・オブ・ジュリーの特別な許可なしに競技エリアに立ち入ることはできない。フラッシュ、その他の撮影行為は選手のアテンプト中その攪乱や妨害になる可能性がある。

13.4. テレビのカメラ・クルー：プレジデント・オブ・ジュリーの認可を得て、テレビ・カメラ・クルーは競技エリア³³⁾で作業することが許される。許可を受けるに当たっては、以下のことを十分に理解のこと。

- a) 選手をその準備及びアテンプト中に、攪乱したり妨害してはならない。
- b) ビレイヤーと補助員を、攪乱したり妨害してはならない。
- c) カメラクルーとその機材を、サポートする機械類³⁴⁾が、選手とビレイヤーを妨害してはならない。墜落時に選手がテレビ局員、テレビ・カメラ、また関連した機材に衝突することがないように、細心の注意が払われねばならない。
- d) 全てのカメラクルーと局員は、カテゴリー・ジャッジ、またはプレジデント・オブ・ジュリーの指示に、直ちに従わなければならない。
- e) テレビ・カメラ・クルーは、必要以上に強い照明の使用や照明の変化、その他アテンプト中の選手の妨害となる行為をしない限り、プレジデント・オブ・ジュリーの認可のもとで壁の最上部で操作が認められる。
- f) インタビュー：上の 13.2. の規定は常に、遵守されねばならない。

13.5. アイソレーション・ゾーンへの立ち入り：テレビ・カメラ・クルーとカメラマンは、プレジデント・オブ・ジュリーの特別な許可のもと、アイソレーション・ゾーンへの立ち入りを許される（トランジット・ゾーンは不可）。アイソレーション・ゾーンにいる間、各カメラクルーと写真家は、アイソレーションの守秘性の維持と、選手が無用な妨害や攪乱をこうむることがないように、加盟山岳連盟/協会役員³⁵⁾の付き添いと監視を受けねばならない。

14. 保険

14.1. 加盟山岳連盟/協会は全てのスポーツイベントに関する国際、国内規則に従い、競技会を対象とする保険への加入を確実におこない、その証拠を明示しなければならない。

15. 表彰式

15.1. 競技会の終わりのプレジデント・オブ・ジュリーによる選手表彰式は、こうした催しに関する IOC の基本的な手続きに従っておこなわねばならない。

³³⁾細かいことだが"competition wall area"となっている。

³⁴⁾原文は"any mechanical wquipment used to suport camera crews and equipment"。モーターが付いた移動式の台などのことではないかと思う。

³⁵⁾原文は"an o±cial of the national federation/organiser"で、1 人もしくは 1 団体に対し 1 人の役員がつくようだ。

15.2. プレジデント・オブ・ジューリの特別な許可がなければ、全選手は、開会式、表彰式、閉会式に出席しなければならない。この規則に従わない場合、選手はイエロー・カードによる制裁の対象となり、また各カテゴリーで3位までの選手場合、レッド・カードの対象となる。

16. 競技会の経費と賞金、賞品

16.1. 加盟山岳連盟/協会は競技会の開催や運営実行にかかる全ての経費、飲食代、賞金、トロフィー（ICCの公式トロフィーを除く）について、ICCと加盟山岳連盟/協会の間の契約に定めるところ従い、単独で負担しなければならない。

SECTION 3 加盟山岳連盟

1. イントロダクション

1.1. ICC はその加盟山岳連盟/協会の、その国内での活動を自由におこなう権利¹⁾を全面的に尊重する。

2. 加盟連盟/協会の責任

2.1. ICC 加盟の山岳協会/連盟はその所属するメンバーに対して以下のことを徹底しなければならない。

- a) その国内においてこの競技を統括し、普及し、発展させる。オリンピック憲章、IOC 医事規定、国際クライミング協議会に関する UIAA と ICC 規則を固く支持する。
- b) 競技規則を理解し遵守する。そしてすぐれたスポーツマンシップを普及させ、選手と役員がそれを守るように努める。
- c) その選手と役員による、麻薬その他禁止された物質の使用に対して、絶え間ない積極的な対策をおこなう。
- d) 選手の健康や成長に悪影響のある方法や練習を禁止する。
- e) その選手や選手団役員に有利になる、規則、基準の操作の誘惑に対する断固とした態度をとる。
- f) 競技中とそれ以外を問わず、その選手と役員が、他の選手と役員その他の競技に関わり合う人々に対し、常に大きな尊敬の念を持って接する。

3. ICC 公認競技会への選手団派遣資格

3.1. ICC の各加盟山岳連盟/協会は以下の条件のもとで、男子、女子それぞれの選手団を派遣する資格を有する。

- a) 選手の指定と登録に関する規則に従う。
- b) ICC に対する金銭的負担に関する規定の不履行がない。
- c) 決議事項や、ICC の懲罰手続きに基づいた決定の結果として起こる要求された行動の不履行がない。
- d) 指定されたすべての選手が、国際競技ライセンスを受けている（または、ICC から国際ライセンスの申請書式を受け取っている）。

3.2. 一国に一団体を越える ICC 加盟団体が存在する場合、（全ての）加盟団体で、その国に認められた定員内で男女それぞれ一つずつの代表選手団のみを派遣する権利を有する。

4. 選手団の定員、選手と役員

4.1. 選手：選手団の定員は、ワールドカップ、ワールド・チャンピオンシップなど、競技会の種類によって別途定める。

4.2. 役員：加盟山岳連盟/協会は最大 5 名までの、競技会場への自由な入場が認められる選手団役員を登録することが許される（上記 3.2 に該当する場合も含め）。これらの役員は申請書に指名を記載し、以下の役割を明らかにすること。

- a) チーム・マネージャー 1 名
- b) コーチ 2 名
- c) 医療担当者または準医療担当者²⁾ 2 名

¹⁾原文は"autonomy"だが、「自治（権）」と訳したのでは日本語としてしっくり来ないため、「自由」とした

²⁾原文は"qualified medical or para-medical personnel"。

選手団役員は選手と同じ条件で、アイソレーション・ゾーンへの出入りが許される。プレジデント・オブ・ジュリーによる特別の許可による、例外的な条件の下でのみ、選手団役員——選手団の医療担当者も含め——は、アイソレーション及び競技ゾーンにいる選手に接近し、連絡することができる。この規則を守らない場合、その選手は直ちに失格になる。

選手団役員はオブザベーションの間、選手とともにクライミング・ウォールへ行くことは認められない。選手団役員（または競技に参加しない選手）は、いかなる手段によっても、オブザベーション中の選手と連絡を取ることは許されない。この規則を守らない場合、その選手は直ちに失格になる。

5. 国際資格

5.1. 加盟山岳連盟/協会は、ICC 公認競技会への参加を希望する各選手に、有効な³⁾ICC 国際競技ライセンスを持たせなければならない。加盟山岳連盟/協会だけが、ICC 国際ライセンスの発行と更新の申請書式の提供を認められる。

5.2. 国際ライセンス取得のため、各連盟/協会は各選手のために、以下のものを提出しなければならない⁴⁾。

- a) 完全な申請書式
- b) ライセンスの発行、更新のための ICC の手数料

5.3. 各ライセンスは、1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間有効である。各連盟/協会はその選手の代理として、毎年、更新のために公式申請書式を作成し、更新料とともに ICC に送付してもよい。

5.4. 各選手は、所有するパスポートを発行した国の山岳連盟/協会に所属していなければならない。二つの国籍を持つ選手の場合、ICC 公認競技会の場合は代表する⁵⁾ 連盟/協会を選ばなければならない。この際申告された連盟/協会は、最初の連盟/協会、変更先の連盟/協会、そして ICC の同意なしで変更してはならない。

6. 手数料

6.1. すべての手数料（加盟費、競技会参加費、国際ライセンス料、抗議の際の供託金など）と、全てのその他の費用は、加盟山岳連盟/協会の負担となる。

6.2. 競技会、国際ライセンス、その他の手数料：加盟山岳連盟/協会は ICC に、請求された金額を請求書の日付から 90 日以内に支払わなければならない。これを守らない場合、下の 6.4. の規定が適用される。

6.3. 抗議供託金：供託金は ICC の抗議に関する規則に定めるところによる。抗議は、供託金を受領するまで受け付けられない。

6.4. 手数料支払いに関する ICC 規則を守らない全ての山岳連盟/協会は、「規則と付則」に従い、その加盟は保留され、最終的には除名される。

6.5. 全ての ICC の活動において支払わねばならない諸費用は、ICC によって毎年決定される。

³⁾ 原文は "current".

⁴⁾ 原文は "In order to obtain an international licence, each federation must submit for each competitor". わかるようではない。

⁵⁾ "represent"

7. 選手団の服装と用具

7.1. クライミング用具と衣服：各選手によって使われる全ての用具と衣服は、ICC の用具と衣服に関する規則に従っていなければならない。これらの規則に従わない場合、失格になる。

7.2. ユニフォーム：可能であれば常に、そして特に表彰式においては、選手と選手団役員は、それぞれの⁶⁾ユニフォームを着るべきである。

7.3. 選手のクライミング用具と服装：競技会で選手が使用する全ての用具は UIAA の基準に従ったもの、さもなければ、ICC または特別な場合、プレジデント・オブ・ジュリが ICC によって委任された権限のもとに指定したものでなければならない。加盟山岳連盟/協会が用意した競技ベストを除けば、各選手は何であれ UIAA 公認の構造の（付記：シート/ヒップまたはフルボディーのハーネスの着用は必須）ハーネス、クライミング・シューズ、チョーク・バッグ、クライミング・ヘルメット（選手が着用を選ぶなら）を自由に選んで使用することができる。ただしアテンプト中の服装は、以下の規則に従うこと。

- a) ヘッドウエア⁷⁾：製造者名または商標のみ。
- b) 競技ベスト：競技主催者から提供されたもの。このベストを全ての選手は必ず着用すること、また切断その他の改変を行ってはならず、公式の選手番号がベストの背中に来るように着用すること。
- c) 一切の商標などのないシャツをベストの下に着用することは可能。
- d) 袖の部分には一切の商標などは認められない。
- e) ハーネス：製造者名、商標、合計で 200 平方センチ以内のスポンサーのラベル。
- f) チョークバッグ：製造者名、商標、合計で 200 平方センチ以内のスポンサーのラベルのみ。
- g) 脚部：製造者名、商標、片足あたり合計で 300 平方センチ以内のスポンサーのラベルのみ。
- h) 靴と靴下：製造者名、商標のみ。

7.4. これらの規則に従わない場合、その競技会に失格となる。

⁶⁾原文は"distinctive"だが、日本語に直すと奇抜な服装ととられかねない表現になる。

⁷⁾ヘルメット、バンダナ、鉢巻き … etc

SECTION 4 競技規則

I. 一般規則

1. クライミング ウォール

1.1. 国際競技クライミング評議会（ICC）が公認する全ての競技会で使用されるクライミングウォールは、専用の¹⁾もので、各ルートの幅が最低 3m、高さが最低 12m、ルートが最低 15m の長さを持つように構築できることが望ましい²⁾。

1.2. 人工壁の表面全てを使用して登ることが認められる³⁾。

1.3. 壁の両側と上端の縁⁴⁾は登るために使用してはならない。

1.4. 壁の一部を使用限定⁵⁾する必要があるときは、他の部分と明確に区別するために、限定部分は連続的⁶⁾、かつ明確にマークされねばならない。

1.5. 競技⁷⁾を開始するスタートライン⁸⁾は明確に示されねばならない。

2. 競技種目

2.1. 定義

- a) ディフィカルティ競技⁹⁾：選手が下方から確保されてリードで、各クィック・ドローに規則に従ってクリップしながら登るもので、到達高度（トラバースまたはループの部分ではルートのアクシス¹⁰⁾にそった最長距離）で競技会の各ラウンドにおける選手の順位が決定される。

¹⁾ 原文は"purpose-designed"。

²⁾ 壁のスケールの規定は'95年のHANDBOOKでは"absolute"で、絶対条件だったが、「望ましい」「recommend」という表現に変わった。これは、全ての条件をクリアすると金がかかりすぎるという経済的条件が大きいのだろう。またあるいは、近年のワールドカップの壁が立体的になり、部分的に条件をクリアできないケースが考えられるようになったということもあるのかもしれない。

³⁾ クライマーはセッターの意志を無視して、壁の表面にあるものは（ハンガーとクィック・ドローを除き）どのように利用してもかまわない。ベニヤ壁ではあまり関係ない規定。さすがに最近の壁の傾斜では、ホールド固定用のボルト穴をホールドにはできないだろうが、パネル固定のボルトをフットホールドにするのは良くあるし、ピラミッドでは予期せぬホールドをクライマーが使って登ってしまうのは、お約束である。

⁴⁾ 原文は"edge"。この"edge"と1.4.で規定のある「バウンダリ」とは別の概念である。バウンダリが上の「1.2.」の規定に関わらず、壁の中に設けられた使用禁止の部分を指すのに対し、壁の縁はどんな場合でも、絶対的にア・プリオリにアンタッチャブルである。だから、バウンダリは明確にマーキングすることが求められるのに対し「縁」は特に壁が狭い場合などを除き、マーキングしないことが多い。

またそれがパネルの「縁」でなくコーナー（カンテ）で向こう側に壁が続いている場合は別で、その向こう側の壁も含め、バウンダリ設定がされていない限り、自由に使うことができる。これはオブザベーションの時に良く確認しておくこと。カンテの裏にホールドがあるかもしれない!!

⁵⁾ 原文は"demarcate"とある。この使用を制限された部分をバウンダリ"boundary"と呼ぶ。

⁶⁾ 破線、点線状のラインは不可。

⁷⁾ 原文は"attempt on a route"。「選手がルートを登ろうと試みること」というのが直訳。以前コンペで、選手が取り付くことをアナウンサーが「アタック開始」といていたことがあるが、その「アタック」はまさにこの"attempt on a route"である。「競技」と訳す以外にないが、それではこの言葉のニュアンスがとらえきれないので、「アテンプト」と表記する場合がある。

⁸⁾ トランジット・ゾーンから競技エリアに入る所のマーキング。これを選手が越えたところで、競技時間の計時が始まる。このマーキングは、選手の動線上で、ルート観察が可能になる最初の場所に設定するのが一般的である。

この規定が「クライミング・ウォール」のセクションにあるので、あるいはスタート時に使用するホールドの意味かとも思ったが、そうしたホールドが明確に規定されているボルダリングや、スピードの場合とともに"starting position"という表現であるし、「11.4.2.」でもこのラインについて"official starting line"と表現しているので、トランジットから競技エリアに入るところのラインと解釈して間違いないだろう。

⁹⁾ "Difficulty Competition"

¹⁰⁾ "axis"。ルートセッターによって設定されたルートのラインのことをいう。

- b) ディフィカルティ-デュエル競技¹¹⁾：この競技には通常のディフィカルティ競技と同じ規則¹²⁾が適用されるが、ファイナルはスピード競技のファイナルで用いられるのと同じ選手の絞り込み方式¹³⁾によっておこなわれる。
- c) スピード競技：トップロープで確保された選手によっておこなわれ、完登した選手の所要時間で競技会の各ラウンドにおける選手の順位が決定される。
- d) ボルダリング競技：数個の別個のプロブレム¹⁴⁾を使っておこなうもの。安全上の制約から、それぞれの課題が確保手段（上方または下方からの）をとともなう場合と、ともなわない場合がある¹⁵⁾。選手が達成した得点の合計数が競技会の各ラウンドにおける選手の順位が決定される。

2.2. ディフィカルティとディフィカルティ-デュエル競技には、次のようなものがある。

- a) オンサイト：1回のルートに対するオブザベーションの後に競技する。
- b) 公認フォアランナー¹⁶⁾によるデモンストレーションの後に競技する。
- c) アフター・ワークなど、認められた試登の後に競技する。

2.3. スピード競技は公認フォアランナーによるデモンストレーションの後に競技する。

2.4. 国際競技会はディフィカルティ、ディフィカルティ-デュエル、スピード、ボルダリングの独立したカテゴリーからなる。全てのカテゴリーが全ての競技会でおこなわれる必要はない。

3. 安全性

3.1. 安全性の問題は「第2章 競技会の運営組織」の Article 5 の規定による。

4. 選手登録とアイソレーション・ゾーン

4.1. 競技会の特定のラウンドに参加資格のある選手はプレジデント・オブ・ジュリーが定め、大会主催者が公表した時刻までに登録をすませ、アイソレーション・ゾーンに入らねばならない。

各チーム・マネージャーは責任を持って、確実に競技会に関する全ての詳細を選手に対し十分に周知徹底しなければならない。

4.2. 以下の者だけがアイソレーション・ゾーンに立ち入ることが認められる。

- a) ICC 役員
- b) 加盟山岳連盟/協会、及び主催団体役員
- c) 当該ラウンドに参加資格のある選手。
- d) 公認された、選手団の役員
- e) プレジデント・オブ・ジュリーが特に認めた者。この場合、アイソレーションにとどまる間を通して、アイソレーション・ゾーンの守秘性を保ち不要な混乱や選手に対する妨害を防ぐために、競技会役員の付き添いと監視のもとにおかれる。
- f) 動物はアイソレーション・ゾーンに入ることができない。

¹¹⁾ "Diffculty-Duel Competition". 現在 ('99 年) の所、国際大会ではおこなわれていない。

¹²⁾ "technical rules". この HANDBOOK では "regulation" と "rule" の二つの表現が出てくるが、どのように使い分けられているかは不明である。

¹³⁾ "a competitor-elimination format". いわゆる勝ち抜き戦である。

¹⁴⁾ "a number of individual technical climbing problem"

¹⁵⁾ これは IV.B1.1. の規定と必ずしも一致しないように思える。

¹⁶⁾ "forerunner" といえばルートセッターだが、この言葉はもともとは、選手の競技に先立って登って見せるから先に (fore) 走る者 (runner) と呼ぶらしい。

5. ルートのオブザベーションと試登

5.1. オブザベーション：ディフィカルティ、ディフィカルティーデュエル、スピード、ボルダリングの各競技についての規則で別途に定める場合を除き、登録し個々のラウンドに参加する選手は、競技会開始に先立ち、その間にルートについて調べることが許されるオブザベーションが認められる。オブザベーション期間の間は、選手団役員が選手に同行することは認められない。オブザベーション・エリアにいる間も、全ての選手はアイソレーション・ゾーンにおけるのと同じ規制を受ける。

5.2. オブザベーション期間はプレジデント・オブ・ジュリーがインターナショナル・フォアランナー¹⁷⁾と相談の上決定するが各ルートについて6分間を越えてはならない。

5.3. 選手はオブザベーションを、定められたオブザベーション・ゾーン内でおこなわねばならない。クライミング・ウォールに登ることや、道具や家具類の上に立つことは許されない。選手はいかなる方法によっても、オブザベーション・エリア外の何人とも連絡をとってはならない。質問は、プレジデント・オブ・ジュリーと、カテゴリー・ジャッジに対してのみ認められる。

5.4. オブザベーションの間、選手はルートの観察に双眼鏡の使用と、手書きのスケッチと記録が許される。それ以外、いかなる観察や記録のための器具の使用も認められない。選手は出だしのホールド¹⁸⁾に、両足を地面から離すことなくふれることは許される。各選手はその自己責任において、ルート観察中の全ての指示に注意を払わねばならない。¹⁹⁾

5.5. 選手は公式のオブザベーションの間に得た以外の、ルートに関するいかなる情報も持つてはならない。

5.6. オブザベーションが終わったら、選手は速やかにアイソレーション・ゾーンに戻らなければならない。いかなる不当な遅滞もただちに「イエロー・カード」の対象となる²⁰⁾。さらにそれ以上の遅滞は、第6章「競技中における罰則規定²¹⁾」に従い、ただちに失格となる。

5.7. ルートの試登：ルートの試登をおこなわせる場合、プレジデント・オブ・ジュリーは——インターナショナル・フォアランナーと相談の上、選手の試登期間のタイムテーブル、進行（または手続き）、時間を決定しなければならない。

6. クライミングの準備

6.1. アイソレーション・ゾーンから、トランジット・ゾーンへ移動するよう指示を受けた後は、選手は競技会役員以外の何人とも行動をともしなければならない。

6.2. トランジット・ゾーンに到着したら、各選手はクライミング・シューズをはき、ロープを認められた結び方で結び、ルートを登る最後の準備をしなければならない。

¹⁷⁾ "International Forerunner"自体は、ICCの認定する資格である。従って、一つの競技会に"International Forerunner"が複数いることもあるわけだが、ここでは"Jury"の中で担当する役割、そしてその役割をになう個人を指しているように思える。

¹⁸⁾ "First holds"

¹⁹⁾ 下線部の原文は"It is the sole responsibility of each competitor to fully inform him/herself (within the regulations) in respect to all instructions regarding the route that are required to undertake." 回りくどい表現でいまいち意味が不明だが、要するに説明が聞こえなかったなどと、後からクレームをつけるな、ということか。

²⁰⁾ 選手をアイソレーションに戻す際に、運営スタッフは選手に触れてはならない。何らかの抗議の対象となる可能性があるからだ。特に男性のスタッフが女性に対する場合は、セクシュアル・ハラスメントとして捉えられかねない。従って、しつこい選手に対しては、ジャッジがイエロー・カードをちらつかせるのだそうである。

²¹⁾ Disciplinary Procedures During Competitions

6.3. 使用される全てのクライミング用具と結び方は、安全性の面と、それ以外の ICC 規則に従っているかどうかについて、選手がその競技を開始する前に、競技会役員から検査を受けなければならない。

認められた結び方とは、安全性の保証された結び方である 8 の字結びを言う。

各選手は競技をおこなう間に身につけようとする用具と衣服について全面的に責任があるとみなされなければならない。

認められていない用具、結び方、衣服の使用、クライミング・ベストの認められていない改造、広告に関する規則への不服従、ICC 規則への違反があった場合、選手はただちに失格となる。

いかなる状況であれ、トランジットエリアへ向かって離れた後は、選手はアイソレーション・ゾーンへ戻ることは許されない。

6.4. 各選手は指示を受けたらトランジット・ゾーンを離れ、競技エリアに入る用意をしなければならない。いかなる、不法な遅延もただちに「イエロー・カード」の対象となり、さらにそれ以上の遅延は第 6 章「競技中における罰則規定」に従い、ただちに失格となる。

7. 壁のメンテナンス

7.1. チーフ・ルートセッター²²⁾は競技会の各ラウンドを通じて、カテゴリー・ジャッジ²³⁾からの依頼に応じて壁の保守と修理を能率的かつ安全におこなう、熟練した保守チームを確保しなければならない。

7.2. ホールド交換：カテゴリー・ジャッジの指示があったら、チーフ・ルートセッターは直ちに交換作業をおこなわなければならない。交換終了後、インターナショナル・フォアランナーが点検し、プレジデント・オブ・ジュリーに対し、交換の結果、以降の選手に有利または不利になることがない旨を告知しなければならない。競技会のそのラウンドを継続するか、中止し再スタート（再試合）するかはプレジデント・オブ・ジュリーの決定は絶対で、この決定に関するいかなる抗議も受諾されない²⁴⁾。

7.3. ホールドのクリーニング：クライミング・ウォール上のホールドのクリーニングの回数と方法は、カテゴリー・ジャッジが（インターナショナル・フォアランナーと相談の上）競技会の各ラウンドの開始前に決定し、オブザベーションに先立つテクニカル・ミーティングの間に選手に伝えなければならない。

8. テクニカル・インシデント

8.1. テクニカル・インシデントの定義は

- a) ロープが張られることで選手の補助、または妨害になった。
- b) ホールドの破損または緩みによる回転。
- c) クリック・ドローのカラビナが正しい位置にない。
- d) その他、選手の動作の結果ではないところのことがらが、選手に不利または有利にはたらいた。

8.2. ビレイヤーは常時、ロープを適切にたるませておかねばならない。ロープへのテンションはどのようなものであれ、人工登攀や選手への妨害とみなされ、カテゴリー・ジャッジによって、テクニカル・インシデントと宣言される²⁵⁾。

²²⁾ これは、"International Forerunner"ではなく、"the Chief Routesetter"である。

²³⁾ "Category Judge"。「主任審判」になろう。カテゴリー別に、男子なら男子の試合全体を統括する。

²⁴⁾ これはホールドが破損したときに、使われていたものと同じホールドの予備が無かった場合のことと考えていただきたい。代替ホールドによって、交換前とムーブ、グレードに問題となる変化が生じてはならないわけだ。その判断はインターナショナル・フォアランナーがおこなうが、もし交換前との差が大きなものとならざるを得ない場合、そのラウンドを無効にして新たなルートでやり直すことになる。

しかし国内大会ならともかく（いや、それだってとんでもない事態だ）、国際大会でのそれは、想像もしたくないことだ。従ってインターナショナル・フォアランナーも、よほどのことがない限り、OK を出すのだと思うのだが……。

²⁵⁾ カテゴリー・ジャッジには、テクニカル・インシデントを発見したら、それに対処する義務がある。例えば選手が気づいていなくとも、である。ここで難しいのは、特に些細なものである場合、選手に声をかけることでそれ自体が、選手の集中を乱すものとしてテクニカル・インシデントになりかねない点だ。

8.3. テクニカル・インシデントは次のように処理される。

a) テクニカル・インシデントがカテゴリー・ジャッジによって指摘された場合：

- (i) 選手が希望し、かつレジティメイト・ポジション²⁶⁾にあるなら、登り続けるか、テクニカル・インシデントを受け入れるかを選ぶことができる。もし選手がアテンプトを続けることを選んだら、そのテクニカル・インシデントについての、それ以上の申告は、受け入れられない。
- (ii) 選手がテクニカル・インシデントの結果として、レジティメイト・ポジションにない場合、カテゴリー・ジャッジは直ちにテクニカル・インシデントを宣言し、選手のアテンプト終了（そしてテクニカル・インシデントの基準に従って、選手に再アテンプトを認めること）を決定しなければならない。²⁷⁾

b) テクニカル・インシデントが選手によって指摘された場合：

- (i) 選手がクライミング中の場合、選手はテクニカル・インシデントの性質を明らかにし、カテゴリー・ジャッジの同意のもとにクライミングを続けるか、中止するか選ぶことができる。もし選手が登り続けることを選んだら、そのテクニカル・インシデントについての、それ以上の申告は受け入れられない。もし選手がインシデントの結果レジティメイトポジションにない場合、カテゴリー・ジャッジは直ちに対応を決定しなければならず、その決定は絶対である²⁸⁾。
 - (ii) 選手が墜落し、テクニカル・インシデントが墜落を引き起こしたと申し立てた場合、選手は直ちに特別アイソレーション・ゾーンへ移され、テクニカル・インシデントに対する調査結果が出るまで待つ。チーフ・ルートセッターは直ちに、申告されたテクニカル・インシデントをチェックして（適切に修正し）、インターナショナル・フォアランナー、カテゴリー・ジャッジ、プレジデント・オブ・ジュリーに報告しなければならない。プレジデント・オブ・ジュリーの決定（テクニカル・インシデントと選手による理解力の誤用を斟酌する²⁹⁾）は絶対で、この決定に関するいかなる抗議も受理されない。
- c) テクニカル・インシデントをこうむった選手は別に設けられたアイソレーション・ゾーンでの回復期間を認められ、ICCまたは主催者役員以外の何者とも接触できない。選手は直ちにいつ再アテンプトをおこなうかを決定しなければならない。再アテンプトは、直後の選手の次か、5人後の選手の前までの間でなければならない³⁰⁾。もし、そのラウンドの残りの選手が4人以下の場合は、選手は再アテンプト開始までの間を、最大20分³¹⁾まで置くように要求することが許される。
- d) 正常な³²⁾アテンプトが終了した後、選手はその許されたアテンプトの中で達成した最も良い結果を記録される³³⁾。

9. 各ラウンド後の順位

9.1. ディフィカルティ、ディフィカルティーデュエル、スピード、ボルダリングの各競技会の各ラウンド後の順位は、それぞれの競技の方式を定めた規則に従って決定される。

²⁶⁾ "legitimate position"。「正当な」あるいは「正常な」場所/状態ということで、選手がアテンプトを何の違反事項もなく継続している状態を指す。これも誤しにくいので、以後この表記とする。

²⁷⁾ '99年版では、仮にテクニカル・インシデントのためにクイク・ドローをつかむとかロープにテンションがかかる、あるいはバウダリーを越えとか、壁の縁をホールドするといった状態になっても、そのままレジティメイト・ポジションに復帰してアテンプトを再開できる状態にあれば、そこから競技を再開できるように読める規定だったが、2000年版では必ず再アテンプトするように改められた。これにともない、続く8.3.b)1)でも一部変更がある。

²⁸⁾ これは、突然選手がクイク・ドローをつかみ、ホールドが回った、と主張したような場合が考えられる。その場合、インシデントが認められなければ、選手がレジティメイト・ポジションからはずれた時点の高度を記録することになるだろう。仮に選手が競技を中断して、実はテクニカル・インシデントではなかった、ということになったら、選手は再アテンプトが認められずそれっきりになってしまうということである。

²⁹⁾ アンダーライン部分は、意味不明。原文は"having a taken into account the technical incident and any misuse of a hold"。"hold"の解釈が問題で、おそらくクライミング用のホールドの意味ではないような気がする。

³⁰⁾ 自分の競技順から数えて2人目から5人目までの間の好きなところで登り直しができるということである。

³¹⁾ 20分の根拠は、選手一人当たりの平均所要時間（約5分）£4である。なお、'95年のHANDBOOKでは15分とされていた。従来は、残り選手が5人以上の場合も20分までの延長が認められる規定だったが、2000年版では残り4人以下の場合のみ20分を確保することに限定された。

³²⁾ これはテクニカル・インシデントに妨げられることがない、という意味である。

³³⁾ テクニカル・インシデントが起こったアテンプトのリザルトと再アテンプトのリザルトの内、上位の方が記録として残る。

10. アテンプトの終了

10.1. 選手のアテンプトの終了は、当該競技の方式を定めた規則に従って決定される。

10.2. 選手はアテンプトの終了を定めた規則に違反しない限り、その競技中随時、クライムダウンすることが許される。

11. 判定用ビデオの使用

11.1. カテゴリー・ジャッジが、成績決定前に選手のアテンプトのビデオ記録の検討が適当と考える場合、カテゴリー・ジャッジは競技規則に従って選手がそのアテンプトを完遂するのを認めねばならない。そのアテンプト終了後直ちに、選手はカテゴリー・ジャッジからそのラウンドの順位はラウンドの終了後のビデオ記録の検査の後の確認の対象となる旨を告げられねばならない³⁴⁾。

11.2. 高度計測：公式ビデオ記録は、カテゴリー・ジャッジによって、高度計測での"ホールド/タッチ"と各ラウンド後の選手順位の確定に用いられる。

11.3. 判定のためのビデオ記録:³⁵⁾

- a) 公式ビデオ記録のみ（それ以外のいかなる記録でもなく）が、カテゴリー・ジャッジとプレジデント・オブ・ジュリーによる判定に使用される。
- b) ビデオ記録は上記 3.1. 及び 3.2. から生じる問題に関してのみ用いられる。³⁶⁾
- c) ビデオ記録を見ることができるのは、プレジデント・オブ・ジュリー、カテゴリー・ジャッジ、ICC デリゲイトのみに限られる。

³⁴⁾ やや婉曲な書き方だが、要するに選手からの抗議にともなう手続きをシンプルにするとともに、ミスジャッジの可能性を極力排除するための規定である。

選手のアテンプトにストップをかけた場合、当然選手からの即時の抗議が予想される。仮に判定が謝っていた場合、これは重大なテクニカル・インシデントとなり、競技の進行を大幅に遅らせることになる。ラウンド終了後のビデオ確認を待っての判断であれば、ミスジャッジの可能性は低くなるし、選手の抗議も時間的に一本化されて対応しやすい。何より、テクニカル・インシデントだけは起こる心配がない。

一般に、選手の行為が 100%絶対でない限り、選手のアテンプトを止めてはならない。とりあえず競技を進行させ、ビデオを確認した上で判断する。そのかわり、アテンプト終了時に選手にその旨を通告しておくということである。

³⁵⁾ これらの規定を見る限り、もはやビデオは必須。ビデオなしの競技会運営はあり得ないといえるだろう。一つにはウォール・ジャッジの廃止が大きく影響している。かつてのウォール・ジャッジの役割を、ビデオが担っているのである。

だが経験的にいえば、ビデオは必ずしもベストアングルからの記録ではない。少なくとも、ルート全てのポイントをベストの方向から撮影できるわけがない。特にホールド/タッチの区別は、下方からの撮影では事実上判定不可能な場合が多いというのが実感である。

将来的には、ウォールに平行に設置されたボール上を上下に移動する、リモートコントロール・カメラなどが開発されるのかもしれない。だが、現状ではビデオは、選手を納得させる一つのポーズとしての性格が強いように思われるのだが……。

³⁶⁾ この 3.1.、3.2. が何を指すかは不明。

II. ディフィカルティ 競技規則

1. イントロダクション

1.1. この規則は ICC の国際クライミング競技会を管理する一般規則 (ICC's General Regulations) を併せて参照すること。

1.2. 全てのディフィカルティ 競技では、選手はルートを下から確保されて、リードで登らねばならない。

1.3. ディフィカルティ 競技を運営する規則に従ってルートを登り、ロープが選手によってレジティメイト・ポジションから安全に最終クィック・ドローのカラビナにクリップされたときに完登と見なされる³⁷⁾。

2. 選手数と競技順

2.1. 別に規定がある場合（ワールドカップ等）をのぞき、競技会のラウンド（ファイナルとスーパーファイナル以外）は単一のルートでおこなわれ、これらのラウンドの競技順は無作為に決定される³⁸⁾。

2.2. あるラウンド（ファイナルとスーパーファイナル以外）が二つ以上の別のルートでおこなわれる場合、選手は以下に従って各ルートに振り分けられる。

- a) 競技会の最初の、2 本以上の同難度のルートでおこなわれるラウンドでは、選手は各ルートへ無作為に振り分けられる³⁹⁾。
- b) 以降の、同難度の 2 本以上のルートでおこなわれるラウンドでは、先立つラウンドの順位に基づき、これらのルートへ交互に割り当てられる。
例えば：先の順位 1 位、2 位、3 位、4 位……は、A、B の 2 ルートに対し、1、3 位が A ルートに、2、4 位が B ルートに振り分けられる。振り分けの後、競技順は無作為に決定される。
- c) ファイナルでは、競技順はセミ・ファイナルの順位の逆とする。カウントバック⁴⁰⁾を適用してなお、複数の選手が同順位にあるときは、同順位の箇所の競技順は無作為に決定する。
- d) スーパーファイナルでは、ファイナルの競技順と同じとする。

3. オブザベーション

3.1. 一般規則に従い、選手（グループ）は競技するルートを観察することが認められる。

3.2. スーパーファイナルの場合、プレジデント・オブ・ジューリの決定によりオブザベーションをおこなわないことがある。

4. クライミング中の規定

4.1. 各ルートにはあらかじめ競技時間が決められる。この時間は、4.2. に定めるルートの基部での最終準備の時間 40 秒を含む。

³⁷⁾ 従来、「最終ホールドの保持と最終クィック・ドローへのクリップをもって完登」とされてきた。だが文言上ではここにあるように、最終クィック・ドローへのクリップだけが要件とされている。もし、選手が最終ホールドの手前から、最終クィック・ドローにクリップしたら、完登とせざるを得ない。

これはルールの不備ではなく、最終クィック・ドローは、最終ホールドからしかクリップできないところに設置されねばならない、というルート設定上の暗黙の了解を前提としているのである。従って、もし選手が最終ホールド手前からのクリップしたら、それはルートセッターのミスである。

国内大会であっても、壁の形状の制限などで最終ホールド手前でクリップできるようであれば、最終ホールド保持後のクリップ以外認めない旨を、テクニカル・ミーティングで徹底すべきである。

³⁸⁾ 国内大会（JFA ジャパン・ツアー）では、過去の戦績と自己申告のオンサイト、レッドポイントグレードを参考に、有力選手が後になるように競技順を決定している。

³⁹⁾ 国内大会では、過去の戦績を使って 2.2.b) の方式で振り分けをおこなっている。

⁴⁰⁾ "the countback procedure"。あるラウンドで同順位が出たとき、同順位になった選手について、先行するラウンドのリザルトを考慮して順位を分けること。

4.2. 選手がクライミング・ウォールの基部の競技エリアに入る際には、公式なスタートラインを遅滞なくすみやかに越えなければならない。この際、カテゴリー・ジャッジは選手の競技時間の計時を開始（またはその指示を）しなければならない。各選手は、アテンプト開始前に 40 秒間の猶予が認められる。選手がこの 40 秒が終わってもアテンプトを開始しない場合、すみやかに競技開始するよう指示される。この 40 秒間の最終オブザベーションは、競技時間全体の一部である。それ以上の遅滞は第 6 章「競技中における罰則規定」に定める選手の処分の対象となる。

4.3. 各選手は、両足が地面から離れることをもってアテンプト開始と見なされる。

4.4. 選手はそのアテンプト中随時、カテゴリー・ジャッジに競技時間の残りを尋ねることができ、カテゴリー・ジャッジは選手に対して、すみやかに残り時間を伝えなければならない。カテゴリー・ジャッジはまた、残り時間 60 秒の時点で、その旨を選手に伝えなければならない。競技時間が終了したら、カテゴリー・ジャッジは選手に競技を中止⁴¹⁾させ、高度計測開始を指示する。選手がカテゴリー・ジャッジの競技中止の指示に従わなかった場合、第 6 章「競技中における罰則規定」に定める選手の処分の対象となる。

4.5. アテンプト中：

- a) 各選手は、各クイック・ドローのカラビナに順番にクリップしなければならない。各カラビナは選手の体の最も下の部分がクイック・ドローの下側のカラビナを通過する前に（トラバースまたはルーフの部分では、インターナショナル・フォアランナーが定めたルートライン中の未クリップのカラビナ/クイック・ドローを選手の体が通過する前に）クリップされなければならない。この基準に違反した場合、選手はアテンプトを終了させられ、5. の規定に従って高度計測がおこなわれる。選手がカテゴリー・ジャッジによるアテンプト終了の指示に従わない場合、第 6 章「競技中における罰則規定」に定める選手の処分の対象となる。
- b) 特別な状況がある時（例えば安全上）プレジデント・オブ・ジュリーは個々のルートについて、上の 4.5.a) を修正適用する権限を持つ。この場合、クリップのための最後のレジティメイト・ポジションは、選手が戻ることなくクリップできる最後のホールドとなる⁴²⁾。
- c) 選手はそのアテンプト中どこからでも、4.5.a) の規定に違反せず、また地面に戻らない限りクライムダウンすることができる。
- d) 上の 4.5.a) に従い選手がロープをカラビナにクリップする際に、何らかの誤りがあった場合、選手は次の順番のカラビナにクリップした上で、（必要があればクライムダウンして）下のカラビナのクリップの解除と再クリップをすることができる。最終的に全ての確保支点にクリップされていなければならない⁴³⁾。

カテゴリー・ジャッジはそれ以上の進行が安全に関する規則に違反すると判断した場合、アテンプトを終了させ最高（最遠）到達距離を計測しなければならない。

⁴¹⁾ 原文は"stop"である。選手がレジティメイト・ポジションからはずれば全て"stop"の対象である。また一部"terminate"を使っているところもある。ジャッジが"stop"をかける行為を、そう呼ぶようだ。またテクニカル・インシデントによる中断は"cease"と表現しているようである。

⁴²⁾ ルーフやトラバースの場合、通り過ぎてからのクリップが許される場合がある。ルートの構成の関係、またクイックドローの位置が壁の構造から制約を受けることもあって、こうした例外が認められる。一般にルーフや、トラバースでは手が届く限りどこからクリップしても OK と考えて間違いない。とはいっても、常識的には早めのクリップが原則である。というのは、一度クリップできないところまで行ってしまったら、その時点でストップになり、戻ってクリップする事は認められないからだ。

⁴³⁾ この規定は基本的には Z クリップへの対応である。Z クリップの場合、先に下のカラビナのロープをはずしても OK、ということである。そして、これは規則上決まっていることではないが、クイック・ドローの間隔が近く、2 本のクイック・ドローに同時にクリップできるポジションがある場合、先に上のカラビナにクリップしてしまったとしても、すぐに下のカラビナにクリップすればかまわない。これは積極的にそうして良いというのではない。あくまで基本は「順番にクリップ」である。従って、クライムダウンをしなければ下のカラビナにクリップできないような場合は問題なく×である。

なお、Z クリップに対してジャッジは注意をうながしてもよい。ただしこれは義務ではない。Z クリップを指摘しなかったことで、ジャッジに対する抗議を行うことはできない。

5. 高度計測

5.1. 後の 8. の規定に基づき、墜落やカテゴリー・ジャッジの指示によって選手がクライミングを中止したら、インターナショナル・フォアランナーによって規定されたルートライン上の保持またはタッチされた最高点（トラバースやルーフでは、保持またはタッチされた最遠点）のホールドが計測される。各ホールドはインターナショナル・フォアランナーによって、ラウンド開始の前に事前に、または競技会のラウンド中に選手によって有効に使用された後に、有効なホールドと見なされる。

5.2. 手で使用したホールドだけが計測の対象となる⁴⁴⁾。カテゴリー・ジャッジの決定により保持されたと見なされたホールドはタッチしただけのホールドより上位と見なされる。

- a) 保持されたホールドの高度には末尾符号 (su±x) をつけない。
- b) タッチされたホールドの高度にはマイナス (-) の末尾符号をつける。
- c) 保持され、そこからルート上を前進するための動作を起こしたホールドの高度にはプラス (+) の末尾符号をつける。⁴⁵⁾

5.3. 選手がホールド（インターナショナル・フォアランナーによって特定されたもの）のない所をタッチしても、そこは選手の最高（トラバースやルーフでは、最遠）到達点に含まれない。

5.4. 選手がロープを安全に最終カラビナにクリップする前に最終クィック・ドロウをつかんだ場合、これは人工登攀をおこなったと見なされ、アテンプト終了となり、5.1. と 5.2. に従った高度計測がおこなわれる。

6. ラウンド終了後の順位

6.1. 各ラウンド終了後、5.2. に規定のある計測結果に基づいて、選手の順位が決定される。

6.2. 複数の選手が同じリザルトで並んだ場合、差をつけるために先立つラウンドのリザルトを考慮するカウントバックが用いられる。それでなお同順位なら、順次、より前のラウンドにカウントバックを適用していく。ただし、カウントバックは選手が 2 グループに分けられ、2 つ以上の同一でないルートで競技をおこなったラウンドに適用してはならない。

6.3. 競技会の予選で、選手が 2 つ以上の異なる同難度のルートに振り分けられねばならないとき、以降のラウンドに勝ち残れなかった選手の最終順位は、各ルートを合わせた順位に基づき決定される⁴⁶⁾。

⁴⁴⁾これが'99 年版での最大の変更点だろう。従来は、トゥ・フックやヒール・フックでもそれが手で保持しているホールドより上であれば保持と認めて計測の対象としていた。だが、それでは、ムーブとしては行き詰まっているにも関わらず、リザルトは上位になるというケースが出てくるため、それに対処するための変更である。なお、ルーフ出口でのヒール・フックなどはプラスとして扱う。逆にいうと、こうしたポイントでは、ヒール・フックを決めるか、あるいはそれに匹敵する有効なムーブをしない限り、プラスと認められない場合がありうるようになったということでもある。

⁴⁵⁾ここには記されていないが、マイナス、プラスの判定はここ数年厳しくなっている。まず、大きなホールドなど、保持できるポイントが明確な場合は、保持できないポイントをタッチしてもカウントしない。またアンダーリングでしか使えないホールドでは、逆手でホールドの内側をタッチしないと認められない。場合によっては、ショートカットしてタッチしても、フォアランナーがそのムーブではタッチできても保持できないと認定すれば、マイナスは認められない。またプラスも、ランジではアクシスに従った方向へ跳ばないと認められない、といったことがあげられる。

⁴⁶⁾この説明だけで具体的な作業を思い描くのは不可能だろうと思う。予選を A、B の 2 ルートで競技したとして、A ルート、B ルートそれぞれで同じ順位になった選手の最終順位が同じになるようにするのが、具体例をあげて説明しよう。予選で A、B 各ルートにそれぞれ 30 名参加して、各ルートから上位 13 名ずつが後のラウンドに進んだとする。各ルートの予選に通れなかった選手は 17 名ずつ 34 名。この中で一番順位が上の選手は A ルート、B ルートとも 14 位になる。この 14 位の選手の総合順位はともに、セミ・ファイナル進出者の人数 + 1 で 27 位になる。以下、15 位は総合 29 位、16 位は総合 31 位となる。片方のルートに同順位が複数いた場合例えば、17 位が A ルートに 2 名、B ルートに 1 名いた場合は、この 3 人は総合 33 位になる。この次の総合順位は 36 位だが、これは B ルートの 18 位に割り当てられる。こういった作業を延々とやって行くわけである。無論、通常はコンピュータで計算するが、選手登録後に突然競技できなくなる選手がいて、2 ルートの人数差が 2 名以上になると手動で補正しなければならない。

6.4. スーパーファイナル：もし競技会のファイナル・ラウンド終了後、カウントバックを適用しても1位に同着があるときスーパーファイナルがおこなわれる。もしスーパーファイナルでも同着があるときは、引き分けとし競技会を終了する。

7. 各ラウンドの定員

7.1. 7は先の6を併せて参照のこと。順位付けの処理は7が適用される前に終了していなければならない。

7.2. 前のラウンドでルートを完登した選手で定員を埋められない場合、定員枠の残りはそれに次ぐ上位の選手で埋められる。

7.3. セミ・ファイナルとファイナルの進出枠はそれぞれ26名と8名⁴⁷⁾とする。

7.4. セミ・ファイナルとファイナルのフローティング・クォータ⁴⁸⁾：カウントバックを適用しても同着があり、セミ・ファイナルあるいはファイナルの定員を越える場合、(上、下両方を計算して)定員に近い方の人数が競技会の次のラウンドへ進む。この場合、セミ・ファイナル、ファイナルはそれぞれ、20名と6名を下回ってはならない⁴⁹⁾。

上下それぞれを計算した人数⁵⁰⁾が同数のとき、多い方の人数の選手がファイナル出場となる。

特別な状況(テレビ中継の都合など⁵¹⁾)がある時は、少ない方の人数とすることができる。この決定は、主催者と協議の上、プレジデント・オブ・ジュリーによって、競技会に先立つテクニカル・ミーティングで公表されねばならない。

8. アテンプトの終了

8.1. 完登：前記の1.3を満たすとき、その選手は完登と認められる。

8.2. 完登できなかった場合：選手は以下の場合、完登と認められない。

- a) 墜落した。
- b) 競技時間を超えた。
- c) ルートのバウンダリーを越えて、壁の表面に触れた。
- d) 壁の左右または上端のエッジを使用した。
- e) クリック・ドローへの競技会の運営規則に従ったクリップをおこなわなかった。
- f) スタート後、体の一部が地面に触れた。
- g) 何らかの人工登攀を行った。

⁴⁷⁾以前は男女でこの数字に差があったが、同数になった。日本でも同数にできるくらい女子の参加者が増えるといいのだが……。
⁴⁸⁾"floating quotas"は、あえて訳せば「変動定員制」。セミ・ファイナルとファイナルで、定員のラインに同着が並ぶ場合の処理である。すでに関係者の間ではカタカナ語化している。

⁴⁹⁾ファイナルを例に取れば、定員8名に対し8位同着が3人いたら(…7、8、8、8、11…)、切れ目は7人と10人の所にできる。この場合は7人と10人を比べれば、7人の方が8人に近いので7人で切る。
7位同着が3人いるような場合は、(…6、7、7、7、10…)6人と9人が切れ目で、9人の方が8人に近いので9人がファイナルに残る。

7位同着が4人では、(…6、7、7、7、7、11…)6人と10人が切れ目。6と10を比べると、8人との差は同じなので多い方の10人がファイナルに残る。

6位同着が仮に10人の場合、5人と15人が切れ目だが、ファイナルは最低6名という規定により、15人が全てファイナルに残れる。こうしたことを考えると、選手間の差を付けることがいかに重要であるかがわかる。それが競技会のルートセットの難しさである。単純に難しくすればいいというのではない。その核心でタイが多数出たら、次ラウンドへのふり分けができなくなってしまう。仮にファイナルで全員がタイになったら競技会そのものがなりたなくなる。

⁵⁰⁾定員に対して上下それぞれの切れ目となる場所の人数

⁵¹⁾公式のレギュレーションの中で、具体的に言及するわけであるから、国際大会においてスポンサーがいかに重要であるかがわかる。

III. ディフィカルティーデュエル競技規則

1. イントロダクション

1.1. ディフィカルティーデュエル競技はディフィカルティ競技とスピード競技の変形である。

- a) ファイナル・ラウンドに先立つラウンドはディフィカルティ競技の規則に従って進行する。
- b) ディフィカルティーデュエル競技のファイナル・ラウンドは、ディフィカルティ競技の規則に従って進行するが、スピード競技で適用されるのと同じ選手の絞り込み方式（勝ち抜き戦）が適用される。

2. ファイナル・ラウンドの定員

2.1. ディフィカルティ競技規則の 6. に従った順位付けを、ディフィカルティーデュエル競技規則の 2. を適用する前におこなっておかねばならない。

2.2. ⁵²⁾

- a) セミ・ファイナル（ディフィカルティの規則による）の定員とファイナルの定員（ディフィカルティーデュエルの規則による）はそれぞれ 26 名と 8 名である。
- b) セミ・ファイナル・ラウンドのファイナルへの最後の 1 名の所に同着がいた場合、選手がその高度に達するまでの時間に基づき、時間の短い方を上位とする。

2.3. ファイナル・ラウンド：ディフィカルティーデュエル競技のファイナル・ラウンドの対戦で選手が同着に並んだら、選手がその高度に達するまでの時間に基づき、時間の短い方を勝者とする。

3. ファイナル・ラウンドの競技順

3.1. 必要などころでは（ディフィカルティの規則の）カウントバックと、2.3.c) ⁵³⁾に示したセミ・ファイナルの同着をわける方式を用いて決定したセミ・ファイナル・ラウンドの順位にもとづき、スピード競技規則の 16 人と 8 人の場合の方式に従って競技順を決定する。

⁵²⁾ 原文は 2.3.。次の 2.3. も原文は 2.4.。

⁵³⁾ 2.2.b) の誤りと思われる。

IV. ボルダリング競技規則

1. イントロダクション

この規則は一般規則とワールドカップクライミング競技規則を以下の修正条項に併せて⁵⁴⁾参照のこと。

2. 一般規則

2.1. ボルダリング競技は通常プロブレムと呼ばれる一連の短いルートから構成される。全てのプロブレムはロープなしで登られねばならない。各プロブレムのハンドホールドの数は最大 12 個、一つのラウンドの各プロブレムのハンドホールド数の平均は 4 個から 8 個とすべきである。

2.2. 全てのプロブレムは着地用マットで安全確保されねばならない。マットの大きさと配置はルートセッターの責任において決定する。もし異なるマットを結合するときは、クライマーがその隙間に落ちることがないように、覆わなければならない。

2.3. ボルダリング競技は 1 ラウンドまたは、予選⁵⁵⁾とファイナルの 2 ラウンド、または予選、セミ・ファイナル、ファイナルの 3 ラウンドから構成される。やむを得ない場合、1 ラウンドを省略することができる。同様にプロブレム数もプレジデント・オブ・ジューリの判断で減じることができる。

2.4. 一つのラウンドのプロブレム数は 4 本から 8 本とする。ただし、1 ラウンドからなる競技会の場合プロブレム数は 5 を下回ってはならない。

2.5. プロブレムの高さは、安全上、クライマーの起こりうる墜落が、その体の最も下の部分から着地マットまでで考えて 3m 以上にならないものとする。

2.6. 各プロブレムの審査は 2 名のジャッジがあたる。少なくともそのうち 1 名はナショナル・ジャッジでなければならない。

2.7. 各プロブレムにはあらかじめ設定された、そこからアテンプトを開始する、少なくとも両足についてのスターティング・ポジションがなければならない⁵⁶⁾。これらのスターティング・ポジションはプロブレム中の他のホールドと異なる色でなければならない、全てのプロブレムで統一しなければならない。インターナショナル・フォアランナーの判断で、スターティングホールドに左右の別を示すことができる。

2.8. プロブレム中の特定のホールドの保持によって、ボーナス・ポイント⁵⁷⁾が認定される。このホールドの設定はそのプロブレムのルートセッターの判断による。これには、オレンジ色のホールドを使用するか、オレンジ色でマーキングする。

2.9. 最終ホールドはスターティング・ホールドと同色でなければならない。また時により、プロブレムの上に立ち上がることで、プロブレムの完登となることがある。

2.10. 必要に応じ、プロブレムのバウンダリーを赤でマーキングすることができる。

⁵⁴⁾原文は"with the following amendments"。この"amendments"という表現から、このボルダリングについての規則が、当所は追加部分として作成されたのではないかと推測される。また、'99 年版では、項目番号の振り方がボルダリング競技のみ異なっていたのだが、2000 年版で統一された。

⁵⁵⁾原文は"qualifying"

⁵⁶⁾つまりスタート時の手の位置は制限されないこともありうるということである。'99 年版では、両手あるいは両足、または両手両足と言う規定だった。

⁵⁷⁾'99 年版ではゾーン・ポイントと呼んでいた

2.11. 2.7. から 2.10. までは定めたマーキングは、競技会全体を通して統一すべきである。また凡例をアイソレーションの練習課題に設定しておかなければならない。

3. オブザベーション

3.1. 各プロブレムに割り当てられた競技時間は、オブザベーションも含めたものであり、競技前のオブザベーションはおこなわない。⁵⁸⁾

3.2. 選手はオブザベーションを、定められたオブザベーション・ゾーン内でおこなわなければならない。クライミング・ウォールに登ること⁵⁹⁾や、道具や家具類の上に立つことは許されない。

選手は、いかなる方法によっても、オブザベーション・エリア外の何人とも連絡をとってはならない。質問はプレジデント・オブ・ジュリー、カテゴリー・ジャッジ、そのプロブレム担当のルートジャッジの内の 1 名のみに対して認められる。飛び上がってホールドに触れることは、罰則規定の 2.2.b) . に違反したものと見なされる⁶⁰⁾。

4. 競技中

4.1. 競技会の各ラウンドにおいて、複数のプロブレムに登らねばならない。それぞれのプロブレムを終えた後、クライマーは競技時間⁶¹⁾と同じだけの休憩時間が与えられる。プレジデント・オブ・ジュリーはラウンド開始前に各ラウンドで使用するプロブレムの数と順番を公表しなければならない。各ルートには、クライマーがそこからルートを見ることができるエリアを明確に示すラインをおかなければならない。このエリアからは、他のルートを観察することができず、また安全マットをその範囲に含まなければならない。

4.2. ボルダリング競技の運営規則、基準に従い、各プロブレムには、あらかじめ決められた時間が割り当てられ、その中で選手は何回でもアテンプトすることができる。各プロブレムに与えられる時間は該当ラウンドの全てのプロブレムで同じである。許された時間はプレジデント・オブ・ジュリーによって公表され、それは 4 分から 8 分でなければならない。

4.3. 各競技時間の始め（と終わり）は大きく明瞭な合図で報されねばならない。この合図で登っているクライマーは休憩エリアに入らねばならない。このエリアからは他のプロブレムが観察されてはならない。休憩時間の終わったクライマーは、次のプロブレムに移動しなければならない。

4.4. プロブレムに対するアテンプトは、選手の体の全てが地面から離れることで開始と見なされる。

4.5. 割り当て時間の残りは、明瞭な合図で報されねばならない。

4.6. 選手は地面から届くところのホールドをブラシで掃除してかまわない。使用できるブラシは、主催者が用意したものに限られ、全てのプロブレムに用意しておかなければならない。

⁵⁸⁾ 原文は "No separate observation period is allowed as the observation period is part of the allocated time for the problem-routes."。意味がとりにくい、こうとしか読めないと思う。おそらくボルダリング競技では、アテンプト以外の地上にいる期間は、全てオブザベーションということなのだろう。

⁵⁹⁾ 厳密に言えば、登ればアテンプトを 1 回行ったものとしてカウントされる、ということだろう。

⁶⁰⁾ これは、スターティングポジションから始めずに、先のホールドに触れた場合を意味するものと思われる。

⁶¹⁾ 原文は "problem-route time"。

4.7. チョーク以外の物質⁶²⁾は、プレジデント・オブ・ジュリーが主催者との協議の上で認めた場合に限りの使用できる。

5. アテンプットの終了

5.1. アテンプットは、最終ホールドを両手で保持し、ジャッジが「OK」といった時、完登とみなされる。

5.2. アテンプットは、地面に戻った時、そしてローテーションの割り当て時間が終わったときに終了となる。

5.3. 選手は、プロブレムのバウンダリーを越えたとき、また使用禁止のホールドを使ったとき競技中止となる。

6. テクニカル・インシデント

6.1. テクニカル・インシデントが当該のクライミング時間が終わるまでに修復された場合、巻き込まれたクライマーはそのアテンプットを継続する機会を与えられる。もしクライマーが継続を望めば、テクニカル・インシデントは終了し、以後、それ以上の申し立ては認められない。クライマーが、そのクライミング期間内の継続を選ばない場合、クライマーはそのアテンプットをラウンド終了後に継続しておこなうことになる。この場合、プレジデント・オブ・ジュリーは、テクニカルインシデントの被害者が、そのアテンプットを継続するのに認められる時間を決定する。クライマーは2分を最低として、インシデントが生じた時の残り時間が認められる。

6.2. インシデントが、ローテーション時間の終わる前に修復できなかった時、そのラウンドはインシデントの被害者、及びそれ以前のプロブレムにいた全てのクライマーについて停止される。それ以外の全てのクライマーはラウンドを継続する。修復後、インシデントの被害者のクライマーは、ローテーション時間の中で、2分間を最低として⁶³⁾、インシデント発生時の残り時間を保証される。この後、全クライマーに対する合図をもって競技会は再開される。

6.3. テクニカル・インシデントが発生した場合、その被害を受けた選手の、テクニカルインシデントが発生したアテンプットの後の、そのルートにおける最初のアテンプットは、前のアテンプット⁶⁴⁾の継続と見なされる⁶⁵⁾。

7. 各ラウンド後の順位

7.1. 競技会の各ラウンド後、選手は以下の基準⁶⁶⁾で順位付けされる。⁶⁷⁾

7.1.a. 完登したプロブレム数。

7.1.b. (完登したルートがあれば) 完登までのアテンプット数の合計。

7.1.c. ボーナス・ポイントの数。

⁶²⁾ 例えば、ポフと呼ばれる松脂の粉末など。野球で投手が用いるロージン ("rosin") も松脂の粉末だ。日本では一般的ではないが、海外では使用されている。直接ホールドにはたいて使うという。ブローでは、チョークは岩が汚れてシークエンスが分かってしまうという理由でポフを使っている。だが逆に、ホールドにこびりついた場合、チョークよりも落としにくいので、地域によってはその使用は望ましくないものとされているようだ。液体チョークも最近は若干の松脂を含んでいるようで、乾燥後にバルサム特有の香りが残る。

⁶³⁾ 残り時間が2分を切っていた場合は、2分が与えられる。

⁶⁴⁾ テクニカル・インシデントで中断されたアテンプット。

⁶⁵⁾ ボルダリング競技の場合、完登もしくは、ゾーン・ポイントに達するまでのアテンプット数が少ない方が上位になる。従って、テクニカル・インシデントで中断されたアテンプットと、再開後のアテンプットをともに1回にカウントしたら、その選手は不利になってしまう。そうならないために、例えば、テクニカル・インシデントが2アテンプット目で発生し、再開後の最初のアテンプットで完登した場合、完登までのアテンプット数は2回とカウントするということである。

⁶⁶⁾ "criteria"

⁶⁷⁾ 理想的には、各プロブレムについて1/3がボーナス・ポイントの下、1/3がボーナス・ポイントまで、1/3が完登となる設定がベストとのことである。

7.1.d. ボーナス・ポイントに到達するまでのアテンプト数の合計。⁶⁸⁾

7.2. 同着がある場合、順次先行するラウンドにさかのぼって、カウントバックを適用する。カウントバックは選手が2つ以上に分かれて競技したラウンドには適用しない。

7.3. スーパー・ファイナル：ファイナル・ラウンドでカウントバックを適用しても第1位に同着がある時、一つのプロブレムでスーパーファイナルをおこなう。同着に並んだ各選手は⁶⁹⁾ファイナルと同じ順番で、ただ1回のアテンプトのみおこなう。競技時間は、ルートセッターによりあらかじめ設定され、アテンプトは40秒が経過する前に⁷⁰⁾始められなければならない。各選手の競技結果は、ディフィカルティ競技規則の5.1、5.2、5.3にしたがって判定される。そのアテンプト後、順位付けされるが、複数が完登した場合、引き分けとなり最終順位が公表される。完登がなく1位に同着があった場合、1位のクライマーは同じ手続きに従い、決着がつくまで最大6回のアテンプトをおこなう。スーパー・ファイナル後、同着があった場合は引き分けとなる。

8. 各ラウンドの定員

8.1. この節は6節を併せて参照のこと。順位付けの手続きは7節が適用される前に終了していなければならない。

8.2. 競技会の先行するラウンドでプロブレムを完登したクライマーが不足のときは、定員の残りの場所は次に上位の選手で埋める。

8.3. 競技会が3ラウンドから成るとき：

- ・セミ・ファイナル：セミ・ファイナルの定員は30名で最少20名とする。もしこの定員を、先立つラウンドの順位に従うと同着のため超過した場合、定員に近い方の人数（上下それぞれを計算して）を次のラウンドへ進める。そのラウンドの定員との差が上下から計算して同一のときは、多い方の人数の選手が進出する。

- ・ファイナル：ファイナル・ラウンドの定員は16名で最少12名とする。もしこの定員を、先立つラウンドの順位に従うと同着のため超過した場合、定員に近い方の人数（上下それぞれを計算して）を次のラウンドへ進める。そのラウンドの定員との差が上下から計算して同一のときは、多い方の人数の選手が進出する。

8.4. 競技会が2ラウンドから成るとき：

- ・ファイナル：ファイナル・ラウンドの定員は20名で最少16名とする。もしこの定員を、先立つラウンドの順位に従うと同着のため超過した場合、定員に近い方の人数（上下それぞれを計算して）を次のラウンドへ進める。そのラウンドの定員との差が上下から計算して同一のときは、多い方の人数の選手が進出する。

8.5. 予選ラウンドが2グループでおこなわれた場合、次のラウンドへの定員は各グループに均等に割り当てられなければならない。

9. 抗議

9.1. 公式決定に対するいかなる抗議もICCの申告手続きに従っておこなわれなければならない。

⁶⁸⁾したがって、ジャッジ・ペーパーには、完登までと、ボーナス・ポイントの通過/保持までに要したそれぞれのアテンプト数が記入される。

⁶⁹⁾原文は"Each competitor bracketed equal".

⁷⁰⁾原文は"the attempt must be started before 40 seconds". "40 seconds" は時間の量ではなく、その時間が経過した「時点」を指すものとして用いられている。

V. スピード競技規則

1. イントロダクション

1.1. この規則は ICC の一般規則を併せて参照のこと。

1.2. 全てのスピード競技は、下方から操作されたトップロープで確保されて登られなければならない。使用するロープは、UIAA 公認のシングルロープとする。

1.3. スピード競技は、二つの段階⁷¹⁾からなる。

a) 予選ラウンド

b) 8th・ファイナル（これは必要に応じておこなう）、クォーター・ファイナル、セミ・ファイナル、ファイナルの各セット⁷²⁾からなるファイナル・ラウンド。

2. 競技基準

2.1. スピード競技は同じ長さで、類似した形状⁷³⁾と困難度を持つ 2 本のルートでおこなわれる。

2.2. 予選とファイナルがある場合：

a) 同日中におこなう場合：両ラウンドのルートは同じものを使用する。

b) 別の日におこなう場合：各ラウンドのルートは多少異なる⁷⁴⁾ものにする。選手はそのことを前もって通知されねばならない。

2.3. ルートの高さは、12～20m 以内、前傾度は張り出し 5m 以内が望ましい。ルートが段状になっている時、ルーフの張り出しは 1 m 以内が望ましい。

2.4. 安全性

a) トップロープは、二つの独立した支点⁷⁵⁾を通さなければならない。それぞれはスリングと製造者の支持に従って閉じられたマイロン・ラピッドで支点到確保された 1 枚の安全環付カラビナからなる。

b) 最後の確保支点は、計時装置またはルートの終了シグナルのスイッチより 1 m 以上下にあってはならない⁷⁶⁾。

2.5. 確保支点が、選手のアテンプト中、その補助や妨害になったり、また危険をもたらすようなことがあってはならない。

2.6. 確保：

a) 各ロープは 2 名のプレイヤーによって操作されねばならない⁷⁷⁾。

b) プレイヤーは壁の基部の、クライミング中に発生しうる、ホールドやその他の器具の落下による事故を未然に避けられる場所に位置しなければならない。

⁷¹⁾ "stage".

⁷²⁾ 原文はそれぞれ "eighth nal", "quarter nal", "semi nal", "nal" で、「セット」("set") という表現はないが、あえて補った。以後も適宜補っている。「セミ・ファイナル」、「ファイナル」だけでは、ラウンドとの区別が付きにくいからである。

⁷³⁾ 原文は "similar profile" なので、壁の断面形状を指すものと思う。

⁷⁴⁾ 原文は "slightly different".

⁷⁵⁾ 原文は "separate protection points".

⁷⁶⁾ スピード競技では完登した選手が自分で計時装置のスイッチを押して、ゴールになる。その際、トップロープがスイッチより上から垂れていると邪魔になることが考えられるので、トップロープ支点が最終ホールドやスイッチより下になるのだろう。

⁷⁷⁾ 1 名が確保器具をつけて普通に確保し、もう 1 名はひたすら選手の動きに遅れぬようにロープをたぐるのだそう。おそらく選手がフォールしたら、ロープをたぐるだけのプレイヤーはそのままロープをつかんでぶら下がるのだろう。

2.7. 全ての不要な用具類（カラビナ、クイック・ドロウ、ボルトなど）はルート上から取り除かれていなければならない。

2.8. ルートは選手がお互いに、妨害したり、過度に気をとられたりすることのないように設定されなければならない。もしルートのアクシスが垂直でないときは、反対方向へ向けてそれるように設定しなければならない⁷⁸⁾。

3. ルート・タイムの計時

3.1. ルートの所要時間は次のように計測される。

- a) 機械的または電氣的スイッチで制御される 0.01 秒の精度を持つ計時システム。この計時システムがアテンプト中にうまく作動しない場合、選手からのテクニカルインシデント申し立ての対象となる。手動による計時結果（手動ストップ・ウォッチ——通常 0.2 秒の精度）はこの場合、使用してはならない⁷⁹⁾。
- b) 手動計時：各ルートはスイッチで操作される赤いインジケーター・ランプと、可能なら音響信号を備えねばならない。各ルートはカテゴリー・ジャッジと、それぞれがストップ・ウォッチを操作する 2 人のアシスタントによって計時される。ルート・ジャッジは選手の完登時間を、計時エラーを排除するために、2 台のストップウォッチの記録の相加平均をとって記録する⁸⁰⁾。

4. 選手数、順位付け、競技順

4.1. 各選手は両ルートの合計所要時間で順位付けされる。選手は次の場合、ルートを完登したものと見なされない。

- a) 墜落した。
- b) ルートの制限時間を越えた。
- c) ルートのバウンダリーマークを越えて、壁の一部や表面に触れた。
- d) 壁の両サイドと上のエッジを使用した。
- e) スタート後、体の一部が地面に触れた。
- f) 人工登攀を行った。

4.2. 予選ラウンド：予選ラウンドの競技順は無作為に決定される。各選手は、まず A(あるいは 1) ルートを登り、完登した後、B(あるいは 2) ルートへ進む。

4.3. 予選ラウンドの順位付け：もし選手が一つのルートで失敗したら、そこで敗退⁸¹⁾になる。

4.4. ファイナル・ラウンドの選手数：

- a) 予選ラウンドの参加選手が 16 人以上の場合、16 選手がファイナル・ラウンドに進む。
- b) 予選ラウンドの参加選手が 16 人未満の場合、8 選手がファイナル・ラウンドに進む。

⁷⁸⁾ わかりにくい回しだが、要するに直上していない場合は、片方が右上ならもう一方は左上させろ、ということだと想像する。
⁷⁹⁾ ここは、かなり意識した。原文は "Hand-timing (manual stop-watches ? usually accurate to 0.2 second) shall not be used to determine the result of the attempt." である。

⁸⁰⁾ ここも意識。原文は "The competitor's time (completing his/her attempt) shall be recorded by the Route Judge taking into account the average of the stop watches, eliminating obvious spurious timing errors."。

⁸¹⁾ 原文は "eliminate"。これはディフィカルティの "stop" とも、罰則規定でいう失格 ("disqualify") とも違う概念。"eliminate" の場合、記録はゼロとして扱われる。ここがディフィカルティの "stop" との違い。失格ではないので順位は出るが、記録がゼロなので、順位は各ラウンド、各セットにおける最下位となる。

4.5. ファイナル・ラウンド：ファイナル・ラウンドは両ルートの合計時間で競う、勝ち抜き戦（"knock-out"方式）でおこなう。

エイトス（1/8）・ファイナルセットとクォーター・ファイナルセットでの敗者は、選手のその対戦⁸²⁾の両ルートの合計時間で順位づけされる。

エイトス（1/8）・ファイナル（9位から16位）とクォーター・ファイナル（5位から8位）での敗者の最終リザルトはその回のタイムによって決定する。⁸³⁾

4.6. ファイナル・ラウンドの最初のセット⁸⁴⁾の組み合わせと競技順は、予選ラウンドの最終順位に従って以下のように設定される。

その 1) 選手 16 名の場合			その 2) 選手 8 名の場合		
	選手の順位	選手の順位		選手の順位	選手の順位
第 1 試合	1 位	16 位	第 1 試合	1 位	8 位
第 2 試合	8 位	9 位	第 2 試合	4 位	5 位
第 3 試合	4 位	13 位	第 3 試合	2 位	7 位
第 4 試合	5 位	12 位	第 4 試合	3 位	6 位
第 5 試合	2 位	15 位			
第 6 試合	7 位	10 位			
第 7 試合	3 位	14 位			
第 8 試合	6 位	11 位			

ファイナル・ラウンドの各セットの競技順は Appendix (P.37) を参照のこと。

4.7. ファイナル・ラウンドで完登しなかった場合：

- 完登できなかった選手は、そこで敗退となる。その組のもう一人の選手は、両ルートを完登した後、その対戦の勝者となる。
- 両選手ともいずれかのルートで完登できなかった場合、両選手とも敗退になる。この場合、この対戦の勝者と次のセットで対戦するはずだった選手は、一人で競技することになる。
- ：
 - セミ・ファイナルセットで両選手ともいずれかのルートで完登できなかった場合、3 位決定戦がおこなわれる。そしてセミ・ファイナルのもう一組の勝者が 1 位、敗者が 2 位になる。
 - セミ・ファイナルの両組の全ての選手が完登できなかった場合、両組とも再試合となる。
 - セミ・ファイナルで 3 人の選手が完登できなかった場合、彼らはファイナル・ラウンドの先立つ回の合計タイムによって順位付けされる。
- ファイナルで両選手ともいずれかのルートで完登できなかったら、決着がつくまで再試合をおこなう。

4.8. 同着の選手の扱い

- 予選ラウンド——2 名以上の選手がファイナル・ラウンドへの進出ライン上にいる場合、そのラインの上までをファイナル・ラウンド進出者とする。ファイナルライン上の選手の最終リザルトは同順位となる。

⁸²⁾ "heat"

⁸³⁾ 一見すると同じ内容を繰り返しているようだが、前段は、そのラウンドにおけるリザルトについて、後段は競技会全体の最終リザルトについての規定であるらしい。

⁸⁴⁾ ここでいう「セット」("set") は、ファイナル・ラウンドの中のクォーター・ファイナル (quarter "nal) なりセミ・ファイナル (semi "nal) なりを指す。このセット中の個々の対戦はヒート ("heat") と呼ばれ、セットをヒートの複数 ("heats") で表しているところもある。

- b) ファイナル・ラウンド——2名の選手がセミ・ファイナルかファイナルで同着となったら、その2名で決定戦⁸⁵⁾をおこなう。
- c) ファイナル・ラウンド——上記以外の所で同着があったら、勝者はファイナル・ラウンドの先立つ回の結果で、あるいはそれがファイナル・ラウンドの最初のセットの場合は、予選ラウンドの結果で勝者を決定する。

4.9. 速報⁸⁶⁾（競技会の各ラウンドにおける各選手の順位、タイム）はリザルト決定後、観客とコーチに対し、提供されねばならない。

- a) 電光掲示（ボードまたはスクリーン）。
- b) a) が不可能な場合は黒板上に掲示。

4.10. 最終リザルトでは、全てのラウンドの全てのルートにおける選手の所要時間を公表（報告）しなければならない。

5. オブザベーション

5.1. オブザベーションは ICC の一般規則に従っておこなわれる。

5.2. オブザベーションの間、フォアランナーは各ルートで2回ずつ、デモンストレーションをおこなう。1回はゆっくり、もう1回はレースをシミュレーションして登る。この間、選手はデモンストレーションを見ることができる。

5.3. ルートのデモンストレーションに続いて、選手は最大6分間、ルートを観察できる。

5.4. ルートのデモンストレーションとオブザベーションは、全選手が同時におこなう。選手はデモンストレーションとオブザベーションの時以外にルートを観察することは許されない。

6. クライミングの用意

6.1. クライミングの用意は ICC の一般規則に従っておこなわれる。

6.2. 予選ラウンド：完登後、選手はアイソレーション・ゾーンにもどり、ルートジャッジから要求があるまでとどまらねばならない。

6.3. ファイナル・ラウンド：一つの対戦が終了したら、勝ち残った選手はアイソレーション・ゾーンへ戻らねばならない。

7. クライミング中

7.1. ルート・ジャッジから開始が宣言されたら、各選手は片足を地面に、もう一方の足を最初のホールドに置き、片手または両手を壁にかけて、スターティング・ポジションに入らなければならない。

7.2. 両選手がポジションに入ったら、ルートジャッジは「Ready?」とたずねる。両選手の確認を得た後、ルートジャッジが「Attention」と声をかけ、わずかに（1～2秒）置いて、大きく（明瞭な）スタート信号か、手動計時の場合は「Go!」と合図をする。

7.3. スタートの合図の場所は、両選手から等距離になければならない。

⁸⁵⁾原文は"additional elimination heat(s)"

⁸⁶⁾原文は"preliminary information"。

7.4. スタートの信号か指示があったら、各選手はそのアテンプトを開始しなければならない。ルートジャッジが「Ready?」と尋ねたときに準備ができていないことを明瞭に告げた場合を除き、スタートの指示に対する抗議は一切許されない。

7.5. ルートジャッジがスタートの指示を出すとき、いかなる雑音やその他注意をそらせ、スタートの合図を明瞭に聞き取ることを妨げるものは、選手によっても、ジャッジによっても立てられてはならない。

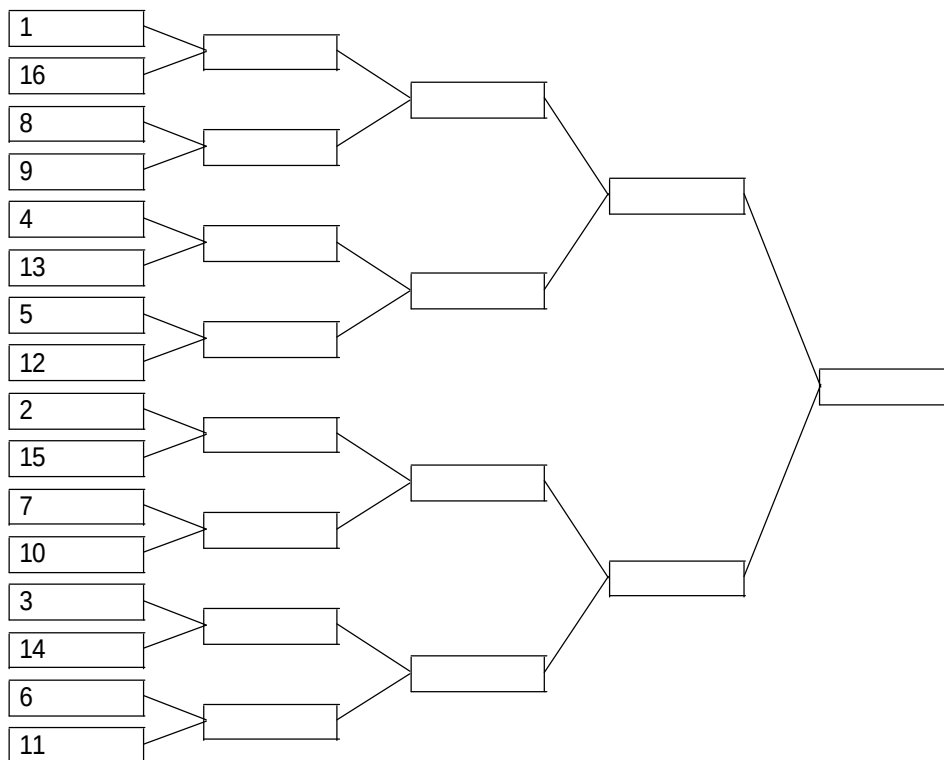
7.6. スタートに失敗した場合、ルートジャッジは双方の選手を直ちに停止させなければならない。この指示は、明瞭で大きくなければならない。一人の選手が一つの対戦で2度スタート失敗したら、敗退になる。

7.7. 一人の選手がファイナル・ラウンド中の対戦で、テクニカル・インシデントによってそのアテンプトが中断されても、もう1人のクライマーは登り続ける。テクニカル・インシデントをこうむった選手だけが（一人で）再スタートすることが許される。

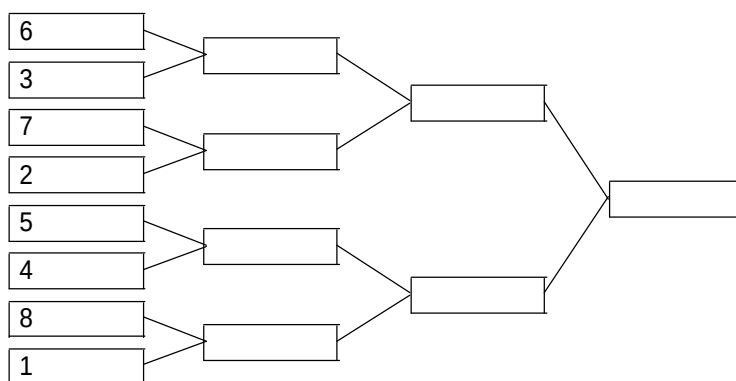
7.8. 各選手はルートの終了点に達したら、スイッチを手で叩いて計時装置を停止させねばならない。

Appendix

その1) 選手16名の場合



その2) 選手8名の場合



SECTION 5 国際競技会

I. ワールドカップ・シリーズ規則

1. イントロダクション

- 1.1. ICC の「本則」¹⁾に従い、ワールドカップ・チャンピオンシップの国際シリーズ戦は、毎年開催される。
- 1.2. ICC は、毎年最大 10 戦までのワールドカップ大会をそれぞれの種目（ディフィカルティ、スピード、ボルダリング）について公認する。
- 1.3. ICC 公認の各ワールドカップ大会は、男子と女子のカテゴリーからなる。16 歳未満の選手は、ワールドカップ大会に出場することはできない。
- 1.4. 各ワールドカップ大会は、ディフィカルティ競技、スピード競技、ボルダリング競技のいずれか、あるいはその全て、またはその内の 2 種目で開催することができる。
- 1.5. ワールドカップ大会は通常、週末に開催される。ワールドカップ大会の最大日数は 3 日間までとする。可能であれば主催者は、ワールドカップ大会を 2 日間の日程で完了させることが望ましい。
- 1.6. 各ワールドカップ大会の最後に、男女の、ディフィカルティ、及びスピード競技の優勝者は加盟山岳連盟/協会からトロフィーが授与される。
- 1.7. 年間シリーズ最終戦の終了時に、ワールドカップはこれらの規則に従い、最高得点を獲得した選手を表彰する。
- 1.8. ワールドカップ・シリーズ戦の完了時、男女双方のカテゴリーの優勝者に、ワールドカップのトロフィーが授与される。さらに、男女双方のカテゴリーの上位 3 名に、それぞれ順に金、銀、銅のメダルが授与される。

2. ディフィカルティ競技

- 2.1. 各ワールドカップ大会のディフィカルティ競技はつぎの構成でおこなわれる。
 - a) クォーター・ファイナル (1/4)・ラウンド——2 本の同じルートでおこなわれる場合と、2 本の異なるルートでおこなわれる場合がある。異なるルートでおこなわれる場合、同じ難度で類似した構成のルートでなければならない²⁾。
 - b) セミ・ファイナル (1/2)、ファイナル、(必要な場合) スーパー・ファイナルの各ラウンド——それぞれ 1 本のルートでおこなわれる。

3. スピード競技

- 3.1. 各ワールドカップ大会のスピード競技は、こうした競技を規定する規則に従い、次の構成でおこなわれる。

a) 予選ラウンド

¹⁾ "statutes". この "HANDBOOK" とは別に、ICC の一般規定が存在するのだろう。

²⁾ 国内の大会では、残念ながら壁の制約から、性格の異なるルートが使われる場合が少なくない。

b) ファイナル・ラウンド

4. ボルダリング競技

4.1. ボルダリング競技の各ワールドカップ大会はこのタイプの競技会についての規則に従って、1 ラウンド、あるいは二つの場合は予選、決勝ラウンド、三つの場合は予選、準決勝、決勝ラウンドと名付けられたラウンドで構成される。

5. 各ワールドカップ大会で与えられるポイント

5.1. 各ワールドカップ大会の最後に、男女それぞれのカテゴリーの、上位 30 位までの選手に以下のようにポイントが与えられる。

1 位	100 ポイント	11 位	31 ポイント	21 位	10 ポイント
2 位	80 ポイント	12 位	28 ポイント	22 位	9 ポイント
3 位	65 ポイント	13 位	26 ポイント	23 位	8 ポイント
4 位	55 ポイント	14 位	24 ポイント	24 位	7 ポイント
5 位	51 ポイント	15 位	22 ポイント	25 位	6 ポイント
6 位	47 ポイント	16 位	20 ポイント	26 位	5 ポイント
7 位	43 ポイント	17 位	18 ポイント	27 位	4 ポイント
8 位	40 ポイント	18 位	16 ポイント	28 位	3 ポイント
9 位	37 ポイント	19 位	14 ポイント	29 位	2 ポイント
10 位	34 ポイント	20 位	12 ポイント	30 位	1 ポイント

6. ワールドカップのポイント計算

6.1. 各ワールドカップ大会で与えられたポイントは下の 6.2. に定める方式で集計される。集計ポイントは各ワールドカップ大会ごとに再計算され、ワールドカップ・ポイントを持つ選手は保有するポイントの降順でランク付けされる。ディフィカルティ、スピードそれぞれのワールドカップ・ランキング（WCR）は、各ワールドカップ・シリーズ戦の終了後、発表される。

6.2. 選手のワールドカップ・チャンピオンシップの最終ランク決定で、集計に使うポイントの最大数は次の通りである。

- a) 9～10 戦を開催の場合：上位 8 戦のポイントを計算
- b) 8 戦を開催の場合：上位 7 戦のポイントを計算
- c) 7 戦以下の場合：全てのポイントを計算

7. ワールドカップ年間表彰での 1 位同着

7.1. 1 位に 2 名の選手が同着でいる場合：もしワールドカップ最終戦終了時に、ワールドカップ・チャンピオンシップの 1 位に、2 名の選手が同着の場合、それを分けるために、同着の選手が同時に出場した大会での成績を、一つずつ比較し、同時に出場した大会で相手より上位となった回数で決定する。この計算後、なお同着の場合、引き分けとして、ワールドカップ・チャンピオンシップを分け合うことになる。

8. 加盟山岳連盟/協会による選手登録

8.1. 加盟山岳連盟/協会は ICC の公式登録書式で以下の選手を登録することが認められる。

- a) 各国選手団の定員——主催国以外：
各加盟山岳連盟/協会は男女それぞれのカテゴリーで、3 名ずつの正選手が認められる。

- b) 各国選手団の定員——主催国：ワールドカップ大会の受け入れと開催をおこなう山岳連盟/協会は、以下の選手の出場が認められる：
男女それぞれのカテゴリーで、6名ずつの正選手が認められる。加盟山岳連盟/協会が同一種目につき二つ以上の大会を組織する場合、この規定は二つの大会に限って適用される。（適用される）大会はシーズンに先立って、加盟山岳連盟/協会が選択することができる。さもないと、この規定（二倍定員）は自動的にその国で開催される最初の二つの大会に適用される。
- c) プレ・クオリファイド選手³⁾
毎年の終わりに、ワールドカップ・ランキング（それがなければ CUWR）の男女それぞれの上位 10 名が、次の年の競技シーズンのプレ・クオリファイド選手となる。加盟山岳連盟/協会は、これらの選手を 8.1.a)、8.1.b) の規定にある選手に加えて、参加させることができる。
- d) 追加名簿⁴⁾ 加盟山岳連盟/協会は、ICC の公式登録書式で、「追加名簿」を使って補欠選手を登録することが認められる。これらの選手の登録は、選手の総数が主催連盟/協会が計画した人数に満たない場合に、正規に確定される。こうした場合、各国選手団と国際シリーズ上位の選手で埋められた枠を越えた部分は、希望する連盟/協会の間に均等に割り当てられねばならない。

各主催者が受け容れねばならない選手の最少人数は、男子 75 名、女子 50 名とする。

9. 選手登録の期限

9.1. 選手登録の期限は、ICC が配布する大会インフォメーションで公表されるので、各加盟山岳連盟/協会は注意されたい。

9.2. 期限を過ぎての登録は、追徴金の対象になる。

9.3. 加盟山岳連盟/協会に課せられる選手の登録料は、登録選手が当該競技会にその大会（競技会の初日）の 10 日前までに ICC へ通知することなく参加しない場合は徴収するものとする。

10. 賞金

10.1. 賞金の最低額は各期の ICC 総会⁵⁾で決定される。該当アペンディックス⁶⁾にあるこの最低額を超えた賞金額は、組織委員会に従って ICC 評議会⁷⁾が決定する。

11. 大会の各ラウンドの選手の定員

11.1. ディフィカルティ競技

- a) セミ・ファイナル/ファイナル・ラウンドの定員はそれぞれ 26 名と 8 名である。
- b) フローティング・クォータ——ワールドカップのセミ・ファイナル/ファイナル・ラウンド：大会のセミ・ファイナル/ファイナル・ラウンドへの定員を、カウント・バックを適用しても同着のために越えてしまう場合、選手の数（上下それぞれを数えて）定員に近い方が大会の次のラウンドへ進む。ただし、セミ・ファイナル/ファイナル・ラウンドは、それぞれ 20 名/6 名を下回ってはならない。

11.2. スピード競技

ファイナル・ラウンド：

³⁾ "Pre-Qualified Competitors" は、シードとは異なる。クォータ・ファイナルの免除はなく、各国選手団の枠外で扱われるのと、2 ルートでおこなわれるラウンドで、これらの選手がランク順に、両ルートに順番に振り分けられるだけである。該当する日本語が見当たらないので、このような表記とした。

⁴⁾ Supplementary lists

⁵⁾ the ICC Plenary Assembly

⁶⁾ 何に付属するものであるかは不明

⁷⁾ "the ICC Board"

- a) 予選ラウンドの参加選手が16名以上の場合、16名をファイナル・ラウンドの定員とする。
- b) In case the number of competitors entering the Qualification Round is 16 the competitors shall qualify for to the Final Round.⁸⁾

11.3. ボルダリング競技

競技会が3ラウンドから構成される場合：

- a) セミ・ファイナル:セミ・ファイナル・ラウンドの定員は30名、下限を20名とする。先立つラウンドの成績で、大会の定員を同着のために越えてしまう場合、選手の数（上下それぞれを数えて）定員に近い方が大会の次のラウンドへ進む。そのラウンドへの定員に対し上下とも差が等しい場合、多い方の人数を通過させる。
- b) ファイナル:ファイナル・ラウンドの定員は16名、下限を12名とする。先立つラウンドの成績で、大会の定員を同着のために越えてしまう場合、選手の数（上下それぞれを数えて）定員に近い方が大会の次のラウンドへ進む。そのラウンドへの定員に対し上下とも差が等しい場合、多い方の人数を通過させる。

競技会が2ラウンドから構成される場合：

- a) ファイナル:ファイナル・ラウンドの定員は20名、下限を16名とする。先立つラウンドの成績で、大会の定員を同着のために越えてしまう場合、選手の数（上下それぞれを数えて）定員に近い方が大会の次のラウンドへ進む。そのラウンドへの定員に対し上下とも差が等しい場合、多い方の人数を通過させる。

もし予選ラウンドを2グループで行う場合、次のラウンドへの定員は双方のグループとも同数になるようにしなければならない。

⁸⁾ 意味がとれないので原文のままとする。このままだと、全員がファイナル・ラウンドに進むように取れるのだが、そうすると予選ラウンドに何の意味があるのだろうか。単に予選ラウンドを行わないということなのだろうか？

II. ワールド・チャンピオンシップ規則

1. イントロダクション

1.1. ICC の「本則」に従い、ワールド・チャンピオンシップ大会は2年に1度、奇数年⁹⁾に開催される。

1.2. ICC 公認の各ワールド・チャンピオンシップ大会は男子と女子のカテゴリーからなる。16歳未満の選手は、ワールド・チャンピオンシップ大会に出場することはできない。

1.3. 各ワールド・チャンピオンシップ大会では、ディフィカルティ競技、スピード競技、ボルダリング競技をおこなう。

1.4. ディフィカルティ、スピード、ボルダリング競技の、男女双方のカテゴリーの優勝者に、ワールド・チャンピオンシップのトロフィーが授与される。さらに、ディフィカルティ、スピード、ボルダリング競技の、男女双方のカテゴリーの上位3名に、それぞれ順に金、銀、銅のメダルが授与される。¹⁰⁾

2. ディフィカルティ、スピード、ボルダリング競技

2.1. 各ワールド・チャンピオンシップ大会のディフィカルティ、スピード、ボルダリング競技は、ICC の認める形式に従っておこなわれる。

3. 加盟山岳連盟/協会による選手登録

3.1. 加盟山岳連盟/協会は次の選手を ICC の公式登録書式に従って登録することができる。

- a) 男女それぞれのカテゴリーで各5名ずつの正選手。
- b) 男女それぞれのカテゴリーの現ワールド・チャンピオン。
- c) 男女それぞれのカテゴリーの現コンティネンタル・チャンピオン。

⁹⁾ 原文は "every second, odd-numbered, year"。

¹⁰⁾ 原文では、優勝者に金、銀、銅のメダル、上位3名にトロフィーになっているが、どう考えても誤りなのでこのように訳出した。

III. ワールド・ユース・チャンピオンシップ規則

1. イントロダクション

- 1.1. ICC の「本則」に従い、ワールド・ユース・チャンピオンシップ大会は毎年開催される。
- 1.2. ICC 公認の各ワールド・ユース・チャンピオンシップ大会は男子と女子¹¹⁾のカテゴリーからなる。
- 1.3. 各ワールド・ユース・チャンピオンシップ大会では、ディフィカルティ競技とスピード競技をおこなう。¹²⁾
- 1.4. ワールド・ユース・チャンピオンシップ大会は通常、週末に開催される。ワールド・ユース・チャンピオンシップ大会の最大日数は3日間までとする。開催日の決定に当たっては、学校への出席の問題を最小限にするよう、特に考慮しなければならない。
- 1.5. ディフィカルティとスピード両競技の、男女双方のカテゴリーの優勝者に、ワールド・チャンピオンシップのトロフィーが授与される。さらに、ディフィカルティとスピード両競技の、男女双方のカテゴリーの上位3名に、それぞれ順に金、銀、銅のメダルが授与される。¹³⁾

2. 年齢別カテゴリー

- 2.1. ワールド・ユース・チャンピオンシップ大会では、ディフィカルティ、スピード両競技に、以下の年齢別グループを設定する。
 - a) カテゴリー1：このカテゴリーに登録する資格がある選手は、大会の年から数えて、14 または 15 年前に生まれた者とする。2000 年のワールド・ユース・チャンピオンシップ参加者については、1986 または 1985 年に生まれた者である。
 - b) カテゴリー2：このカテゴリーに登録する資格がある選手は、大会の年から数えて、16 または 17 年前に生まれた者とする。2000 年のワールド・ユース・チャンピオンシップ参加者については、1984 または 1983 年に生まれた者である。
 - c) カテゴリー3——ジュニア・ワールド・チャンピオンシップ：このカテゴリーに登録する資格がある選手は、大会の年から数えて、18 または 19 年前に生まれた者とする。2000 年のワールド・ユース・チャンピオンシップ参加者については、1982 または 1981 年に生まれた者である。¹⁴⁾

3. ディフィカルティ/スピード競技

- 3.1. 各ワールド・ユース・チャンピオンシップ大会のディフィカルティ/スピード競技は、ICC の認める形式に従っておこなわれる。

¹¹⁾ 原文は他の大会が"men and women"であるのに対し、"male and female competitors"になっている。

¹²⁾ ユースにボルダリングが含まれないのは意外なことである。

¹³⁾ 原文では、ここも優勝者にメダル、上位3名にトロフィーになっている。

¹⁴⁾ 日本人の感覚からするとややこしい方に思えるが、ほぼ原文のままの表現とした。その年に何歳になるかではなく、何年に生まれたかだけに注目して考えれば問題はない。早生まれが関係しない分、この方式の方が、日本の年度で区切る考え方よりもわかりやすい。

IV. コンティネンタル・チャンピオンシップ規則

1. イントロダクション

1.1. ICC の「本則」に従い、以下のコンティネンタル・チャンピオンシップ大会が毎年開催される。

- a) アジア・チャンピオンシップ
- b) ヨーロッパ・チャンピオンシップ
- c) 北アメリカ・チャンピオンシップ
- d) オセアニア・チャンピオンシップ
- e) 南アメリカ・チャンピオンシップ

1.2. ICC 本則の定めるところと、ICC の承認により、コンティネンタル委員会¹⁵⁾がこれらの国際クライミング競技会に関する ICC の規則にもとづいたこれらの大会の開催をおこなう。

1.3. 各コンティネンタル委員会の加盟国だけが、これらのチャンピオンシップに参加できる。

1.4. ICC 公認の各コンティネンタル・チャンピオンシップ大会は男子と女子のカテゴリーからなる。16 歳未満の選手は、コンティネンタル・チャンピオンシップ大会に出場することはできない。

1.5. 各コンティネンタル・チャンピオンシップ大会では、ディフィカルティ競技とスピード競技をおこなう。

1.6. コンティネンタル・チャンピオンシップ大会は通常、週末に開催される。コンティネンタル・チャンピオンシップ大会の最大日数は3 日間までとする。

1.7. ディフィカルティとスピード両競技の、男女双方のカテゴリーの優勝者に、コンティネンタル・チャンピオンシップのトロフィーが授与される。さらに、ディフィカルティとスピード両競技の、男女双方のカテゴリーの上位3 名に、それぞれ順に金、銀、銅のメダルが授与される。

2. ディフィカルティ/スピード競技

2.1. 各コンティネンタル・チャンピオンシップ大会のディフィカルティ/スピード競技は、ICC の認める形式に従っておこなわれる。

3. 加盟山岳連盟/協会による選手登録

3.1. 加盟山岳連盟/協会は次の選手を ICC の公式登録書式に従って登録することができる。

- a) 男女それぞれのカテゴリーで各5 名ずつの正選手。
- b) 男女それぞれのカテゴリーの現コンティネンタル・チャンピオン。

¹⁵⁾ "the Continental Committees".

SECTION 6 競技中における罰則規定

1. イントロダクション

1.1. プレジデント・オブ・ジュリーは競技会場——受付、アイソレーションとトランジット・ゾーン、クライミング・ウォール前の競技エリアとクライミング・ウォール上——の中で競技会に影響を及ぼす全ての活動と決定に、全面的な権限を有する。

1.2. この罰則規定は国際競技クライミングのスポーツについての規定¹⁾と併せて参照のこと。

2. 選手

2.1. プレジデント・オブ・ジュリーとカテゴリー・ジャッジは、選手の競技エリア内における競技会規則に対する違反と、品行上の問題に関して以下のことをおこなう権限を有する。

- a) 非公式の、口頭での警告。
- b) イエロー・カードの提示による公式な警告。
プレジデント・オブ・ジュリーのみが以下の制裁をおこなう権限を有する。
- c) レッド・カードの提示による、競技会からの失格。

2.2. 2.1.b) のイエロー・カードによる警告は以下の規則違反に対しておこなわれる。

- a) アイソレーションへ戻る際の、カテゴリー・ジャッジまたはプレジデント・オブ・ジュリーによる指示後の不当な遅滞。
- b) カテゴリー・ジャッジのスタートの指示に従って登らなかった。
- c) カテゴリー・ジャッジまたはプレジデント・オブ・ジュリーの指示に従わなかった。
- d) 猥褻な、または好ましくない言動²⁾。
- e) スポーツにふさわしからぬふるまい。³⁾

これらの決定に対する抗議は、第7章に定める手続きによること。

1シーズンにおける2枚目のイエロー・カードの提示により、その直後のICC公認競技会への参加資格を失う。

2.3. それ以外の制裁のない失格：以下の規則に対する違反は、レッド・カードの提示と、選手のその競技会からの即時の失格となるが、それ以外の制裁を伴わない⁴⁾。

- a) 認められたオブザベーション・ゾーンの外からルートを観察した。
- b) ルートのスタートにあたって、正しく身支度できていなかったことの報告を怠った。⁵⁾
- c) 認められていない用具の使用。
- d) 競技主催者から与えられた競技用ベストまたは選手番号のゼッケンを、違法に改変した、または着用しなかった。

¹⁾ "the regulation governing the sport of international climbing"というのは、このハンドブックには存在しない。'95年版を見ると"SPORTING BEHAVIOUR"という章が見られ（逆に、この罰則規定の章はなかった）、これを指すものようだ。いずれかの時点で、削除されたものと思われる。

²⁾ 原文は"Use of obscene or abusive language or behaviour of a relatively mild nature."。"of a relatively ..."の意味が不明。

³⁾ 原文は"Unsporting behaviour of a relatively minor nature."。"of a relatively ..."の意味が不明。

⁴⁾ 違反がその選手の競技終了後におこなわれたか発覚してレッド・カードを受けた場合、成績が上位でポイントが獲得できる位置にあっても、失格であるから当然ポイントも認められない。

⁵⁾ 原文は"Failure to report properly equipped at the start of a route."。意味不明。

- e) アイソレーション・ゾーンまたはその他の制限された場所での、連絡手段の不法な使用。これらの決定に対する抗議は、第7章に定める手続きによること。

2.4. 懲罰委員会⁶⁾への即時の提訴を伴う失格：以下の規則違反は、レッド・カードの提示と、選手のその競技会における即時の失格となり、さらに懲罰委員会に即時に提訴され、関係した手続きの後、続く1回のワールドカップ、またはワールドカップでない大会での違反の場合、続く1回のICC公認競技会への出場停止となる。

a) 競技エリア、アイソレーション、トランジットゾーンでの規則違反。

- (i) 規則で認められている範囲を越えて選手が競技するルートの情報を収集した。
- (ii) 規則で認められている範囲を越えて情報を収集し他の選手に伝えた。
- (iii) 準備中またはアテンプト中の選手の攪乱または妨害をした。
- (iv) ジャッジまたは主催者役員の指示に従わなかった。
- (v) 公式の式典または予定されていた公式行事への欠席。
- (vi) 選手の衣服について定めた広告に関する規定の違反。
- (vii) スポーツにふさわしからぬふるまい、またはその他の重大な競技会の妨害。
- (viii) スポーツにふさわしからぬふるまい、またはその他の重大な競技会の妨害、及びICC役員、主催者役員に対する悪口、無礼な、暴力的な言葉あるいはふるまい。

b) 競技エリア外の公共の場所における違反

- (i) 競技会の運営に対するスポーツにふさわしからぬふるまい、またはその他の重大な妨害。
- (ii) ICC役員、主催者役員に対するスポーツにふさわしからぬふるまい、またはその他の重大な妨害、及び悪口、無礼な、暴力的な言葉あるいはふるまい。

2.5. イエロー・カードまたはレッド・カードの提示後、都合のつく限り早い時点で、プレジデント・オブ・ジュリーは、以下のことをおこなわねばならない。

- a) 違反についてそして、プレジデント・オブ・ジュリーがそれ以上の懲罰行動を考慮した、問題の提訴を、規則に従って提議するかどうかについての陳述書を作成し、選手のチーム・マネージャー（あるいはチーム・マネージャーが不在のときは当該選手）に提出しなければならない。⁷⁾
- b) プレジデント・オブ・ジュリーはこの陳述書のコピーを、規則違反の詳細な報告書、証拠、ICCの懲罰委員会への提訴による追加懲罰の考慮を求める勧告とともにICCに提出しなければならない。⁸⁾

3. 選手団役員

3.1. 選手団役員は選手と同様に考えられ、それに応じた取り扱いを受ける。

4. その他の人々

4.1. プレジデント・オブ・ジュリーは、誰であれ規則に違反した者の、競技エリア（アイソレーションとトランジット・ゾーンを含め）からの即時の退去を求め、必要であれば、その要求がいられるまで競技の進行を中断する権限を有する。

⁶⁾原文は"Discipline Commission".

⁷⁾原文は"Submit a written statement to the competitor's team manager (or in the absence of a team manager ,to the competitor concerned) regarding the offence and whether the President of Jury proposed to refer the matter for consideration in respect to further disciplinary action in accordance with the regulations.". 今ひとつ、意味が取りにくい。

⁸⁾原文は"The President of Jury shall submit a copy of this written statement together with a detailed report of the offence against the regulations ,any evidence ,and any recommendations regarding consideration of additional sanction to the ICC for referral to the ICC's Disciplinary Commission.". これも、意味が取りにくい。

SECTION 7 抗議の手續

1. 一般

1.1. 全ての口頭あるいは文書による抗議と、公式の抗議に対する回答は、英語によっておこなわれなければならない。

1.2. 抗議は公定の供託金¹⁾をともなわなければ、受け付けられない。

2. 抗議審査団

2.1. 文書による抗議あるいは、以下の 3.1、4.2.b) に定める口頭での抗議があった場合、プレジデント・オブ・ジュリーは、プレジデント・オブ・ジュリー、ICC デリゲイトからなる抗議審査団²⁾を召集しなければならない。カテゴリー・ジャッジはこの場合、含まれない。決定は条件が許す限り素早くおこなわれなければならない。文書による抗議の場合、抗議審査団の決定は文書に作成し、プレジデント・オブ・ジュリーが、抗議を公式に提出した者に手渡さねばならない。下の 4.2b) に規定のある抗議の場合、チーム・マネージャーまたは選手に通知しなければならない。

2.2. 以下の 3、4. に定める所についての抗議審査団の決定は絶対で、それ以上の抗議の対象とならない。

3. 選手のアテンプトに関するジャッジの決定に対する抗議

3.1. 第 4 章の「一般規則」の 10. で規定したことがら³⁾に関する抗議を顧慮して、カテゴリー・ジャッジは上記の手續きに従って処理するために、速やかにプレジデント・オブ・ジュリーに報告しなければならない。

4. 各ラウンドの成績公表後の抗議

4.1. 選手の順位に対する、ラウンド終了後、そして公式の成績発表後の抗議は成績発表後 30 分以内におこなわれなければならない。抗議は各ラウンド後の成績発表に続いておこなわれなければならない。抗議は（英語の）文書として、チーム・マネージャーまたは（公式のチーム・マネージャーがいない場合は）選手によって、プレジデント・オブ・ジュリーに対しておこなわれなければならない。抗議は、ICC の定める供託金とともに提出されねばならない。

4.2. スピード競技

- a) 選手のタイムで決定されるラウンド（予選ラウンド）では、上の 4.1. の規定に従って抗議がおこなわれなければならない。
- b) ファイナル（勝ち抜き戦）・ラウンドの場合、抗議は選手の出場した対戦の結果が放送された後、直ちにおこなわれねばならない。カテゴリー・ジャッジは直ちに、問題をプレジデント・オブ・ジュリーに付託しなければならない。スピード競技のファイナル・ラウンドの次のセットは、プレジデント・オブ・ジュリーがその決定を放送するまで、始められてはならない。こうした抗議においては、供託金は支払う必要はない。

¹⁾ "the official appeal fee"

²⁾ "Competition Appeals Jury"

³⁾ 選手のアテンプトが強制的に終了させられること、すなわちバウンダリーを越えた、エッジを使用した ... etc を選手が行ったと見られる場合である。

5. 懲罰委員会への申告

5.1. プレジデント・オブ・ジュリーが、規則違反が ICC の懲罰委員会の考慮すべき事柄に値すると査定した場合、その問題は、プレジデント・オブ・ジュリーの報告書、プレジデント・オブ・ジュリーと関係するチーム・マネージャーまたは選手間の通知文書、関係する全ての証拠とともに懲罰組織⁴⁾に付託されねばならない⁵⁾。

6. 懲罰組織

6.1. 懲罰組織の構成と手続きは、ICC の参照文書 referred documents に定める。

7. 供託金

7.1. 支払わねばならない供託金は、ICC 発行の毎年発行する諸経費一覧⁶⁾の通り。

7.2. 抗議が通れば、供託金は返金される。抗議が却下された場合、供託金は返金されない。

⁴⁾ "the disciplinary body"

⁵⁾ 「抗議」、「申告」と使い分けたが、原文では選手からジャッジへの異議申し立ても、ここで規定されている、プレジデント・オブ・ジュリーによる懲罰組織への書類送致とともに "appeal" になっている。

⁶⁾ "the list of fees"

SECTION 8 IOC 医事規定採用に関する規則

1. 採用

UIAA は IOC の認知する国際競技連盟であり、ここに IOC 医事規定¹⁾を採用する。この目的は、すなわちドーピングと戦い、最終的にはスポーツから排除することにある。この採用は、現在の規定と同時に、IOC の理事会²⁾によって決定されるだろう将来の変更も、対象として含むものである。

2. 適用

IOC 医事規定は、UIAA の権限において開催される全ての競技会に適用される。こうした競技会に参加するにせよ、準備にあたるにせよ、どのような形にせよ関与する何者であれ、選手、コーチ、トレーナー、役員、医療担当者、準医療担当者は IOC 医事規定に従うことを承諾しているものとされる。

3. UIAA 内部の管轄部門

ICC (国際競技クライミング評議会) は IOC 医事規定の適用をおこなう管轄部門である。ICC はその権限を、医療委員会からの専門家とともに構成する常設の活動組織に委託することができる³⁾。

4. 禁止物質のクラスと禁止方法

禁止物質のクラス⁴⁾と禁止された方法は IOC 医事規定の第 II 章に規定されている。このリストは将来の改正においても同様に、制限なしで適用可能であるといわれる。⁵⁾

5. 違反に対する罰則

違反に対する罰則は ICC の懲罰規則に略述される。

6. 制裁の担当部門と抗議の権利

ICC の懲罰委員会が IOC 医事規定違反に対する制裁をおこなう唯一の組織である。

IOC 医事規定の適用により懲罰委員会から受けた裁決で不利益を受ける⁶⁾者は誰でも、ICC の懲罰規則にあるように抗議をおこなう権利を有する。

¹⁾ "the IOC Medical Code"

²⁾ "Executive Board".

³⁾ 下線部の原文は "The ICC can, however, delegate his competence to a permanent working group formed of part of its members together with experts. Preferably from the Medical Commission". 2 つの文に分かれているが、"preferable" が "experts" にかかると考えないと解釈できない。

⁴⁾ JOC の広報誌では「クラス」を「組分け」ともいっている。

⁵⁾ 原文は "The list of prohibited classes of substances and prohibited methods contained in Chapter II of the IOC Medical Code as well as future amendments to said list are applicable without restriction."。

⁶⁾ 原文は "affected".

資料

本文中にある IOC 医事規定 II 章の訳文が入手できたので紹介する。同時に、JOC の「アンチ・ドーピング・規定」も掲載した。ドーピング検査などの具体的な手続きは ICC のそれも JOC もものと、ほぼ同様なものになると思われるので参考にさせていただきたい。これらは、財団法人 日本オリンピック委員会 アンチ・ドーピング委員会が編集、発行している「アンチ・ドーピング・ガイドブック」という冊子に掲載されていたものである。

現在の所、国内のクライミングの世界では、ドーピングは大きな問題ではない。幸か不幸か、国内ではメジャーな競技では無いということだ。だが、欧米の国際大会ではすでにドーピング検査が実施されている。オリンピックへの導入との関係において、IOC 医事規定の受け入れは重要な意味を持つのだろう。従って今後、ワールドカップその他の国際大会への参加を目指すクライマーは、この問題について一定の認識を持っている必要がある。

ドーピング問題で一番重要なのは、その禁止物質が実に多岐にわたることである。意識的、意図的なドーピングでなくとも、日常的に服用/摂取していた薬品、食品が原因で陽性となされるおそれがあるということだ。JOC アンチ・ドーピング委員会が編集/発行する「アンチ・ドーピング・ガイドブック」には現役選手の次のような話がある。

普段はくすりの類は全く口にしません。ドリンク剤も飲みません。カゼをひいたときは、主治医に相談し、禁止物質が含まれていないくすりを処方してもらっています。（水泳 フリースタイル 源 純夏 選手）

日常的にも、特に試合のときはそうですが、封がされているもの以外は飲みません。カゼぐすりをのむときには、日本陸上競技連盟のトレーナーに聞いたり、ドクターに相談することになっています。

サプリメントについては、高校のときから使わないように指導されてきていますから、今でもサプリメントは一切とらず、栄養は食事とっています。（陸上、短距離 伊藤浩司 選手）

一例として、ドリンク剤の類にはしばしばカフェインが含まれているが、これも立派な禁止物質である。無論、少量であれば問題ないのだが、一度に何本も服用したりした場合、陽性と判定される可能性は高いだろう。現在のドーピング規定は、競技者の日常生活そのものの徹底した自己管理を要求するものであることを、認識していただきたい。

国際オリンピック委員会（IOC）医事規程（抜粋）

第 II 章 禁止物質の種類と禁止方法

ドーピングは、スポーツと医科学、双方の倫理に反する。ドーピングとは、

1. 禁止物質に属する物質の投与、および/または
2. 禁止方法の行使である。

I. 禁止物質の種類

- A. 興奮剤
- B. 麻薬性鎮痛剤
- C. 蛋白同化剤
- D. 利尿剤
- E. ペプチドホルモン、類似物質およびその同族体

II. 禁止方法

- A. 血液ドーピング

B. 薬理学的、化学的、物理的操作

III. 一定の規制の対象となる薬物の種類

A. アルコール

B. カンナビノイド類

C. 局所麻酔剤

D. コルチコステロイド（副腎皮質ステロイド）

E. 遮断剤

第1条:禁止物質の種類

禁止物質の種類は以下のものである:

A. 興奮剤

B. 麻薬性鎮痛剤

C. 蛋白同化剤

D. 利尿剤

E. ヘプチドホルモン、類似物質およびその同族体

禁止物質に属する全ての物質は、たとえそれらが例としてリストになくても使用してはならない。このため「および関連物質」という言葉が入れている。この言葉は薬理学的効果および/又は化学構造による禁止物質分類に関連する薬物を示す。

A. 興奮剤

禁止物質の種類（A）は、以下のようなものである:

アミネプチン、アミフェナゾール、アンフェタミン類、ブロマンリン、カフェイン*、カルフェドン、コカイン、エフェドリン類**、フェンカンファミン、メソカルブ、ペンテトラゾール、ピプラドロール、サルブタモール***、サルメテロール***、テルブタリン** および関連物質

*カフェインは、尿中濃度が 12^1 g/ml を超える場合を陽性とする。

**エフェドリン、カチンおよびメチルエフェドリンは尿中濃度が 5^1 g/ml を超える場合を陽性とする。フェニルプロパノールアミンおよびプソイドエフェドリンは尿中濃度が 10^1 g/ml を超える場合を陽性とする。もしこれらの物質の一つ以上がそれぞれの閾値以下で存在すれば、それらの濃度は合算される。その合計の尿中濃度が 10^1 g/ml を超えるとそのサンプルは陽性とみなされる。

***喘息および運動誘発性喘息の予防および治療を目的とした吸入による場合に限り認められる。呼吸器科医またはチームドクターにより喘息および運動誘発性喘息である旨を当該医事責任者に書面により申告しなければならない。

注意:オキシメタゾリンなどのイミタゾール製剤は、局所使用に対して認められる。血管収縮剤（例えば、アドレナリン）は、局所麻酔剤とともに投与することができる。フェニレフリンの局所製剤（例:鼻、眼）は認められる。

B. 麻薬性鎮痛剤

禁止物質の種類（B）は、以下のようなものである:

ブプレノルフィン、デキストロモラミド、ジアモルヒネ（ヘロイン）、メタドン、モルヒネ、ペンタゾシン、ペチジン および関連物質

注意:コデイン、デキストロメトルフアン、デキストロプロポキシフェン、ジヒドロコデイン、ジフェノキシラート、エチルモルヒネ、フォルコジン、プロポキシフェンおよびトラマドールの使用は認められる。

C. 蛋白同化剤

禁止物質の種類（C）は、以下のようなものである：

1. アナボリック・アンドロジェニック・ステロイド

- a. クロステボール、フルオキシメステロン、メタンジエノン、メテノロン、ナンドロロン、19－ノルアンドロステンジオール、19－ノルアンドロステンジオン、オキサンドロロン、スタノゾロール および関連物質
- b. アンドロステンジオール、アンドロステンジオン、デヒドロエピアンドロステロン（DHEA）、ジヒドロテストステロン、テストステロン* および関連物質

ステロイドの代謝プロファイルおよび/またはそれらの同位体比測定から得られた証拠は最終の判定を行うために使用されることがある。

*競技者の尿中テストステロン（T）とエピテストステロン（E）との存在比率が6対1より大きい場合は、この比率が生理的あるいは病的状態、例えば、エピテストステロン排出の低下や、アンドロゲン産出腫瘍、酵素欠損などによるもの証拠がない限り、違反が成立する。

T/Eが6を超えた場合、当該医事責任者は、サンプルを陽性と判断する前に、追加調査を実施しなければならない。調査報告書には、過去の検査結果、および追加実施された検査の結果、あるいは内分泌系の検査結果など、全てが記載されることになる。

以前の検査結果が入手できない場合、当該競技者は3ヵ月間、少なくとも1ヵ月に1回の割合で抜打ち検査を受けなければならない、これらの調査結果も報告書に含まれなければならない。もしこの調査への協力を怠ると、サンプルが陽性であったことを宣言する結果になるであろう。

2. β_2 作用剤

経口的にまたは注射により摂取される場合

バンブテロール、クレンブテロール、フェノテロール、フォルモテロール、レプロテロール、サンブタモール*、テルブタリン* および関連物質

*第1条（A）に記載の通り吸入は認められる。

D. 利尿剤

禁止物質の種類（D）は、以下のようなものである：

アセタゾラミド、ブメリニド、クロルタリドン、エタクリン酸、フロセミド、ヒドロクロロチアジド、マンニトール*、マーサリル、スピロノラクトン、トリウムテレン および関連物質

*静脈注射を禁止する。

E. ペプチドホルモン、類似物質およびその同族体

禁止物質の種類（E）は、以下のようなものおよびその同族体、類似物質である：

1. 胎盤性性腺刺激ホルモン（hCG）

2. 下垂体性および合成性腺刺激ホルモン類 (LH)
3. コルチコトロピン類 (ACTH、テトラコサクチド)
4. 成長ホルモン (hGH)

5. インスリン様増殖因子 (IGF-1)

およびこれら全ての放出因子、同族体

6. エリスロポエチン (EPO)

7. インスリン

インスリン依存性糖尿病の治療にのみ認められる。内分泌医またはチームドクターによりインスリン依存性糖尿病である旨を書面により申告しなければならない。

内因性ホルモンあるいはその識別マーカーが競技者の尿中に異常な濃度で存在した場合には、それが単に生理的あるいは病的状態によるためであるとの決定的な証明がない限り違反が成立する。

第II条:禁止方法

次の方法は禁止されている:

血液ドーピング

血液ドーピングとは、競技者に血液、赤血球、人工酸素運搬物質および関連血液製剤を投与することである。

薬理的、化学的、物理的操作

薬理的、化学的、物理的操作とは、ドーピングコントロールで使用するサンプルの信憑性と有効性を変化させることまたは変化させようとする試み、あるいは変化が起きうるとみなし得る物質あるいは方法を使用することである。これらには、利尿剤の服用、カテーテル法、サンプルの取り替え、尿に手を加える、プロベネシドおよび関連化合物などによる腎排泄抑制、エピテストステロン*やプロマンタンの服用などによりテストステロンとエピテストステロンの測定に影響を与えることなどがあり、それらはいかなる方法もこの禁止方法とみなされる。

*エピテストステロンの尿中濃度が 200^1g/ml を超える場合は第I条 (C) 1.b. によりテストステロンの調査が行われる。

禁止物質または禁止方法の成功・不成功は、本質的なことではない。それらの物質や方法が使われたり用いられたりしたと考えられれば違反が成立する。

第III条:一定の規制の対象となる薬物の種類

A. アルコール

当該責任組織が規定する場合、エタノールの検査が行われる。

B. カンナビノイド類

当該責任組織が規定する場合、カンナビノイド (例:マリファナ、ハシシュ) の検査が行われる。オリンピック大会においてはカンナビノイド類の検査が行われる。11-ノルデルタ9-テトラヒドロカンナビノール-9-カルボン酸 (カルボキシ-THC) の尿中濃度は 15^1g/ml を起えてはならない。

C. 局所麻酔剤

局所麻酔剤の注射は、以下の条件のもとで認められる：

- ブピバカイン、リドカイン、メピバカイン、プロカインなどは使用できるが、コカインは使用できない。血管収縮神経剤（例＝アドレナリン）は、局所麻酔剤と共に使用できる。
- 局所および関節内注射のみに使用できる。
- 医学的に正当な場合にのみ使用できる。

当該責任組織が規定する場合には、書面により使用を申告しなければならない場合がある。

D. コルチコステロイド（副腎皮質ステロイド）

コルチコステロイドの全身的使用は禁止する。

肛門、耳、皮膚、吸入、鼻および眼の使用は認められる（直腸は除く）。コルチコステロイドの関節内または局所注射は認められる。当該責任組織が規定する場合、書面により使用を申告しなければならない場合がある。

E. β_1 遮断剤

β_1 遮断剤の例は、以下のようなものである：

アセブトロール：アルプレノロール、アテノロール、ラベタロール、メトプロロール、ナドロール、オクスプレノロール、プロプラノロール、ソタロール および関連物質

国際競技連盟が規定する場合、 β_1 遮断剤の検査が行われる（下表）。

医師の書面による申告が必要な薬物に関する IOC 規程の概要

物質	禁止	申告により許可	申告なしで許可
特定の β_1 作用薬*	経口 全身注射	吸入	
コルチコステロイド	経口 全身注射 直腸		肛門、耳、皮膚、吸入、鼻および眼 局所および関節内注射***
局所麻酔剤**	全身注射		局所および関節内注射***

* サルブタモール、サルメテロール、テルブタリン：全ての他の β_1 作用薬は禁止される。

** コカインを除く。コカインは禁止されている。

*** 当該責任組織が規定する場合、申告が必要な場合がある。

IOC 認定検査機関が特定の物質の検出に関し報告しなければならない尿中濃度の概要

カフェイン	12 ¹ g/ml を超える場合
カルボキシ THC	5 ¹ g/ml を起える場合
カチン	5 ¹ g/ml を超える場合
エフェドリン	5 ¹ g/ml を超える場合
エピテストステロン	200ng/ml を超える場合
メチルエフェドリン	5 ¹ g/ml を超える場合

モルヒネ	1 ¹ g/ml を起える場合
フェニルプロパノールアミン	10 ¹ g/ml を超える場合
プソイドエフェドリン	10 ¹ g/ml を超える場合
T/ET	6 を超える場合

第Ⅳ条

その他、IOC 医事規程で明確に定めた場合を除き、競技会に関連して行った検査で (A)、(B)、(C)、(D)、(E) の物質が検出されれば、ドーピングの明瞭な定義を成立させるケースとする。ドーピングの明瞭な定義にとって、検出された物質の量は重要ではない。

第Ⅴ条

競技会に関連した検査で、エフェドリンプソイドエフェドリン、フェニルプロパノールアミン、カチンが検出されれば、明白なドーピングのケースとする。ドーピングを疑われた者は、証拠を提示することにより、ドーピングの推定に反論する機会を有する。その証拠は、可能性を考慮して検出された物質の量を含み、ある状況によって禁止物質が存在したことを示し、ドーピングが意図的なものではなく、甚だしい不注意によるものでもなく、故意の不注意でも軽率でもないとの結論を支持できるものでなければならぬ。全てのケースにおいて、禁止物質が検出された際に、その疑いを持たれた者に、ドーピングの推定を反論する責任がある。

第Ⅵ条

競技外の検査では、第Ⅰ条 (C)、(D)、(E) の禁止物質についてのみ行われる。競技外検査の目的に添うものだけが陽性結果であり、IOC 医事規程の適用は、そのような禁止物質と薬理学的、化学的、物理的操作に関連する。

第Ⅶ条:禁止物質の例示リスト

警告:これは禁止物質を網羅するリストではない。このリストに掲載されない多くの物質が、「および関連物質」という表現によって禁止とみなされる。

全ての競技者は医師によって処方される薬物を使用することおよびそれらが IOC 医事委員会または当該責任組織によって禁止されていない薬物だけを含んでいることを確認することを強く勧告される。

ドーピングコントロールを受けることを競技者が求められた時はいつでも過去 7 日以内に服用した又は処方された薬物は全てドーピングコントロール公式記録に申告されなくてはならない。

興奮剤:

アミネプチン、アンフェプラモン、アミフェナゾール、アンフェタミン、バンブテロール、ブロマンリン、カフェイン、カルフェドン、カチン、コカイン、クロプロパミド、クロテタミド、エフェドリン、エタミバン、エチルアンフェタミン、エチレフリン、フェンカンファミン、フェネチリン、フェンフルタミン、フォルモテロール、ヘプタミノール、メフェノレックス、メフェンテルミン、メソカルブ、メタアンフェタミン、メソキシフェナミン、メチレンジオキシアニフェタミン、メチルエフェドリン、メチルフェニデート、ニケサミド、ノルフェンフルアミン、バラヒドロキシアニフェタミン、ベモリン、ペンテトラゾール、フェンジメトラジン、フェンテルミン、フェニルエフリン、フェニルプロパノールアミン、フォレドリン、ピプラドロール、プロリントアン、プロピルヘキセドリン、プソイドエフェドリン、レプロテロール、サルブタモール、サルメテロール、セレギニン、ストリキニーネ、デルブタリン

麻薬性鎮痛剤:

ブプレノルフィン、デキストロモラミド、ジアモルヒネ（ヘロイン）、ヒドロコドン、メタドン、モルヒネ、ペンタゾシン、ペチジン

蛋白同化剤:

アンドロステンジオール、アンドロステンジオン、バンブテロール、ボルデノン、クレンブテロール、クロステボール、ダナゾール、ジヒドロクロルメチルテストステロン、デヒドロエピアンドロステロン（DHEA）、ジヒドロテストステロン、ドロスタノロン、フェノテロール、フルオキシメステロン、フォルメボロン、フォルモテロール、ゲストリノン、メステロロン、メタンジエノン、メテノロン、メタンドリオール、メチルテストステロン、ミボレロン、ナンドロロン、19-ノルアンドロステンジオール、19-ノルアンドロステンジオン、ノルエタンドロロン、オキサンドロロン、オキシメステロン、オキシメトロン、レプロテロール、サルブタモール、サルメテロール、スタノゾロール、テルブタリン、テストステロン、トレンボロン

利尿剤:

アセリゾラミド、ペンドロフルメチアジド、ブメタニド、カンレノン、クロルタリドン、エタクリン酸、フロセミド、ヒドロクロロチアジド、インダパミド、マンニトール、マーサリル、スピロノラクトン、トリアムテレン

隠蔽剤:

ブロマンタン、利尿剤（上記参照）、エピテストステロン、プロベネシド

ペプチドホルモン、類似物質および同族体:

副腎皮質刺激ホルモン（ACTH）、エリスロポエチン（EPO）、胎盤性性腺刺激ホルモン（hCG）、ヒト成長ホルモン（hGH）、インスリン、黄体形成ホルモン（LH）

β-遮断剤:

アセブトロール、アルプレノロール、アテノロール、ベタキソロール、ビソプロロール、ブノロール、ラベタロール、メトプロロール、ナドロール、オクスプレノロール、プロプラノロール、ソタロール

（1999年1月31日）

JOC アンチ・ドーピング規程

第1章 総 則

第一条 ドーピングはスポーツと医学の倫理に反する。

財団法人日本オリンピック委員会（以下「本会」という）は、国際オリンピック委員会（以下「IOC」という）医事規程を尊重し、アンチ・ドーピングを推進する。

第2条 本会は、ドーピングを禁止する。

第3条 ドーピングとは、IOC 医事規程第II章に規定された禁止物質の使用および方法の行使である。

第4条 本会は、オリンピック強化指定選手、および本会が国際総合競技大会へ派遣する日本代表選手（候補を含む）を対象としてドーピング検査を行う。

第5条 第4条に規定される競技者は、本会から要請があった場合には、ドーピング検査を受けなければならない。検査を拒否した場合は、ドーピング検査陽性とみなされる。

第6条 本会は、ドーピングを行った競技者に対して制裁を課す。競技者にドーピングを強要したり、勧めた者、また競技者のドーピングを手助けしたり、容認した者にも制裁を課す。

第7条 ドーピングを行わないことは、競技者自らの義務と責任である。競技者から禁止物質が検出された場合には、ドーピングの推定を反証する責任は当該競技者にある。

第2章 本会が実施するドーピング検査

第8条 ドーピング検査は、事前の通告をもって、またはこれ無しに実施される。

第9条 ドーピング検査は、本会アンチ・ドーピング委員会が任命する検査員により、検査員の指定する場所において実施される。

第10条 検体採取は、細則で定める手続きに従って行われる。検体の分析結果に影響するとは考えられない些細な手続きの違いは、結果に対する影響はないものとする。

第11条 検体の分析はIOC認定の検査機関で行われる。

第12条 検体の分析は、IOC医事規程第II章第1条(C)(E)に規定される蛋白同化剤、ペプチドおよび糖蛋白ホルモンとその同族体について行われる。

第3章 結果の通知と制裁の手続き

第13条 検査機関からの検査結果は、本会アンチ・ドーピング委員会委員長または委員長が指定する代理委員に通知される。

第14条 A検体が陽性であった場合には、本会アンチ・ドーピング委員会委員長またはその代理委員は、本会会長に報告し、競技者へは所属競技団体を通じて文書で通知する。

第15条 競技者は通知を受けてから14日以内にB検体の確認検査を要求できる。競技者が確認検査要求の権利を放棄するか14日以内に確認検査を要求しない場合にはドーピング検査陽性と認定される。

第16条 B検体の検査には、本会アンチ・ドーピング委員会委員1名、競技団体の代表者1名、選手またはその代理人1名が立ち会うことができる。

第17条 B検体の検査結果は本会アンチ・ドーピング委員会委員長または代理委員に報告される。本会アンチ・ドーピング委員会委員長またはその代理委員は、検査結果を本会会長に報告する。

第18条 B検体が陰性の場合には、ドーピング検査陰性とされる。B検体が陽性の場合には、ドーピング検査陽性とされる。ドーピング検査陽性の場合には、本会は当該競技者ならびに関わりのあった者に対して制裁を課す。

第19条 本会は、制裁を決定する前に、競技者ならびに関係者に公正な事情聴取の場を設ける。

第20条 本会は、競技団体に制裁の内容を通知する。

競技団体は、当該団体または国際競技連盟の規則に従って制裁を課す。

第4章 制裁

第21条 競技者に対する制裁は、日本代表選手の認定取り消し、および本会に関わる事業への参加資格の停止である。

(1) 最初の違反に対しては、2年間の資格停止とする。

(2) 2度目の違反に対しては、永久に資格を停止する。

第22条 競技者にドーピングを強要したり、勧めた者、また競技者のドーピングを手助けしたり、容認した者に対する制裁は、第21条に規定する制裁を上限として、必要な修正を加えて課す。

第5章 細則

第23条 このアンチ・ドーピング規定の施行についての細則は別に定める。

附則

1. この規程は、平成9年5月28日から施行する。

2. 平成10年7月15日一部改訂。

JOC アンチ・ドーピング規程細則

第1章 ドーピング検査の手続き

第1条 本会アンチ・ドーピング委員会が任命する検査員からドーピング検査を要請された競技者は、なるべく速やかに検査を受けなければならない。

検査員は身分証明書および本会アンチ・ドーピング委員会が発行した検査員としての任命証を競技者に提示する。

第2条 検査員が訪れた場合には、競技者はその時点で行っている活動を終了させるために必要な相当の時間を与えられる。なお、競技者は検査が行われるまで検査員の監視下にななければならない。検体採取は可能な限り速やかに行う。

第3条 ドーピング検査は検査員が指定する場所をドーピング検査室として実施する。

ドーピング検査室には、競技者の付き添い1名が同席することができる。

第4条 競技者はコードナンバーをひとつ選ぶとともに、密封された採尿容器の中からひとつを選び、同性の検査員の監視のもとで、75ml以上の尿を採取する。

第5条 競技者は、密封された検体容器セットの中からひとつを選び、尿をA、Bの検体容器に分けて入れ、検体容器を密封してコードナンバーシールで封印をする。

第6条 競技者は、過去3日間にさかのぼって、使用した薬物を申告する。

第7条 競技者ならびに付き添い人は検査用紙、検体容器のコードナンバーが一致していること、手続きが公正に行われたことを確認し、検査用紙に署名する。

第8条 検査員は、検査用紙、検体容器のコードナンバーが一致していること、検査用紙に記載漏れが無いことを確認して、検査用紙に署名する。

第9条 競技者がサンプル提供を拒否した場合、検査員は検体採取を拒否することにより競技者本人がこうむる不都合、すなわち、ドーピング検査を拒否したとみなされ処分をうけるということを、説明しなければならない。

それでもなお競技者が検体提供を拒否する場合は、検査員はこの旨をドーピング検査用紙に記載、署名し、競技者にも署名するよう要求する。検査員は、他にも特記すべきことがあればドーピング検査用紙にその旨を記載する。

第2章 制裁決定までの手続き

第10条 A 検体陽性の場合には、陽性と判明した時点で、当該競技者の本会に関わる事業への参加資格は一時停止される。

第11条 ドーピング検査陽性の場合には、制裁の最終決定がなされる前に、当該競技者ならびに関係者には公正な事情聴取の場として第13条以下に定める審査会が設けられる。

第12条 理事会は審査会の審議をもとに、制裁を決定する。

第3章 審査会

第13条 審査会は、法務専門委員会委員長を長として必要に応じその都度設置する。

第14条 審査会の委員は、法律専門家、医事専門家、薬理専門家を含む若干名を会長が委嘱する。

第15条 審査会は、検査機関に検査データについての説明を、また本会アンチ・ドーピング委員会の意見を審査会において求めることが出来る。

INTERNATIONAL CLIMBING COMPETITIONS HANDBOOK 1999

暫定日本語版

監 修 北山 真

訳・注 山本 和幸

発 行 (社) 日本山岳協会クライミング常任委員会